



鞍手町立小学校統合基本計画

令和5年6月

第1章 基本計画策定のこれまでの経緯	
01-01_これまでの経緯	5
(1) 鞍手町の小学校の現状	
(2) 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会での協議	
(3) 教育委員会での審議・方針決定	
01-02_基本計画策定にあたって	7
01-03_鞍手町の紹介	8
(1) 鞍手町の概要	
(2) 鞍手町立地適正化計画	
01-04_計画策定にあたっての小学校の概要（令和3年度）	10
(1) 小学校の児童数	
(2) 小学校の位置	
第2章 統合小学校の概要と計画地の選定	
02-01_統合小学校の概要	13
(1) 統合小学校の規模の設定	
(2) 学校給食共同調理場の建替	
(3) 放課後児童クラブの建替	
02-02_計画候補地の選定	15
(1) 町内における計画候補地選定の基準	
(2) 計画候補地の概要	
02-03_各計画候補地の比較と計画地の選定	19
(1) 計画候補地の比較	
(2) 計画地の選定	
第3章 計画地の概要	
03-01_計画地の現状分析	24
03-02_計画地の造成等の方針	25
03-03_計画地の関係法令	26
(1) 必要な協議先	
(2) 建築基準法の整理	
(3) 用途地域による高さ制限の緩和	
(4) 給食調理場の用途の特例許可	
03-04_統合小学校におけるスクールバスの運用計画	29
(1) 対象範囲の設定	
(2) 必要台数の算定と運営の検討	

第4章 基本計画

04-01_統合小学校のめざす方向性・計画コンセプト	32
(1) 鞍手町がめざす子ども	
(2) 鞍手町がめざす子どもを育むための小学校	
(3) 統合前の小学校の歴史や伝統の継承	
(4) 地域との連携	
(5) 統合前交流事業	
(6) 統合小学校の計画コンセプト	
04-02_統合小学校と付帯施設の計画所要室及び計画規模の検討	35
(1) 統合小学校と付帯施設の計画所要室の規模	
(2) 統合小学校の計画所要室の方針	
(3) 屋外施設の整備方針	
(4) 付帯施設の整備方針	
04-03_動線計画と配置計画	42
(1) 建物配置イメージ	
(2) 道路からの敷地内の出入口の設定	
(3) 各動線への配慮	
04-04_平面及び断面の計画方針	44
(1) 普通教室(特別支援教室)の構成検討	
(2) 魅力ある学びと生活の環境づくり	
(3) 地域開放エリアの設定	
(4) 平面ゾーニングの検討	
(5) 断面構成の検討	
04-05_構造計画の方針	48
(1) 計画の方針	
(2) 耐震性能の目標	
04-06_設備計画の方針	50
(1) 設備計画の基本方針	
(2) 電気設備計画の方針	
(3) 機械設備計画の方針	
(4) セキュリティ計画の方針	
04-07_環境配慮計画の方針	52
(1) 鞍手町のゼロカーボンシティ宣言	
(2) 統合小学校での環境配慮方針	
(3) 校舎の木造化と木材の利用	
04-08_防災計画の方針	53
(1) 鞍手町内の避難所など	
(2) 統合小学校での役割	

04-09_工事計画	・・・・・・・・・・	54
(1) 建替の方針		
(2) 近隣施設及び地域住民への配慮		
04-10_廃校跡地活用検討	・・・・・・・・・・	55
(1) 廃校施設活用の全国的な傾向		
(2) 未活用廃校施設の全国的な傾向		
(3) 廃校施設活用の推進策		

第5章 事業予算・事業工程

05-01_事業予算	・・・・・・・・・・	58
05-02_事業手法の検討	・・・・・・・・・・	59
05-03_事業工程	・・・・・・・・・・	60
05-04_基本設計に向けた課題点の整理	・・・・・・・・・・	60

参考資料

1. 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会 開催状況	・・・・・・・・・・	62
(1) 令和3年度開催状況		
(2) 令和4年度開催状況		
(2) 令和5年度開催状況		
2. 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から教育委員会への提言書	・・・・・・・・・・	64
(1) 第1次提言書		
(2) 第2次提言書		
(3) 第3次提言書		
(4) 最終提言書		
3. 教育委員会から町長への報告	・・・・・・・・・・	69
(1) 【令和3年度報告】今後の町立小学校の統合に向けたあり方について（報告）		
(2) 【令和4年度報告】統合小学校の建設地について（報告）		
4. 鞍手町立小学校統合基本計画（案）へのパブリック・コメントの実施結果	・・・・・・・・・・	74
(1) 意見募集の概要について		
(2) 実施結果と対応について		
(3) 提出された意見と教育委員会の考え方について		
5. その他	・・・・・・・・・・	85
(1) 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会設置要綱		
(2) 統合前の小学校の歴史や伝統の承継		

第1章 基本計画策定のこれまでの経緯

01-01 これまでの経緯

(1) 鞍手町の小学校の現状

鞍手町の総人口は、昭和60年をピークに減少が続いており、特に平成7年以降は5年間に1,000人ずつのペースで減少しています。鞍手町としても人口減少に歯止めをかけるべく、様々な定住促進施策に取り組んでいますが、直近10年の児童生徒数も、人口減に比例して減少傾向が続いています。

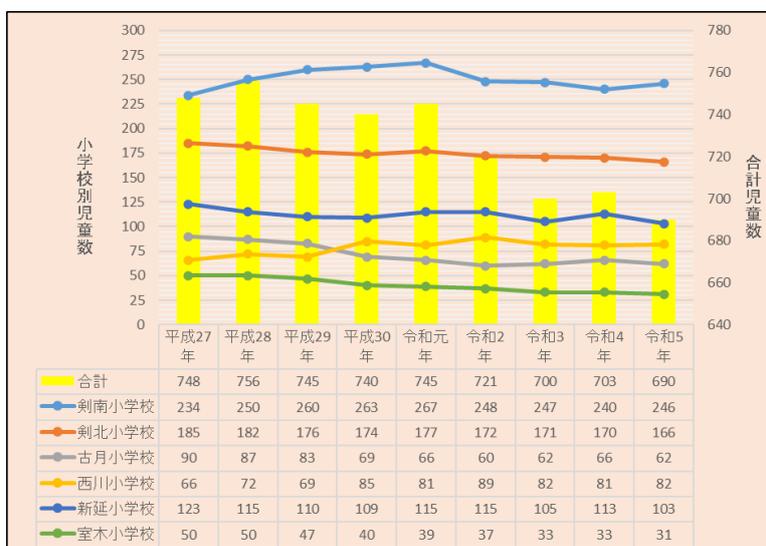
国が示す基準では、一つの学校の学級数は、「12学級以上18学級以下」が標準規模とされています。令和3年5月の時点で、中学校に関しては、平成27年4月に南北中学校を統合して鞍手中学校を開校したことで、標準規模である15学級となりましたが、小学校に関しては、6校全てが11学級以下の小規模校となっており、室木小学校に関しては過小規模とされる4学級となっていました。

特別支援学級を除く通常学級は、室木小学校に関しては、児童数の減少により1人の先生が2学年に教える複式学級を編成せざるを得ず、1年生と2年生、3年生と4年生、5年生と6年生の3学級に、その他の小学校においても、剣南小学校の1年生、4年生、6年生を除き、全ての小学校、全ての学年が1学年1学級となっていました。

校舎・体育館等のハード面に目を向けると、平成4年に建築された西川小学校の校舎を除き、全ての小学校が昭和40～50年代に建築されたもので、築40年を超えるなど老朽化が進み、6校を維持した場合の10年間の維持管理費の見込みは28億円を超えています。

このような現状に加えて、今後も減少していくことが見込まれる児童数を踏まえ、鞍手町にとって最適な教育環境とはどのようなものなのか、令和3年度から教育委員会の附属機関として「鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会」を設置し、今後の小学校のあり方を検討していくこととしました。

■直近10年の小学校児童数



(2) 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会での協議

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会（以下「検討委員会」とします。）は、教育委員会に設置された小学校の存続、統合及び廃校についての調査、研究及び検討を行う附属機関です。附属機関とは、担任する事務について必要な審議や調査等を行う機関であり、執行機関はその結果を受けて、最終的な意思決定を行います。

本検討委員会では、調査、研究、検討した結果を「提言」という形で教育委員会へ提出し、執行機関である教育委員会は、この提言を受けて、最終的な意思決定を行うこととしました。

検討委員会は、教育環境の影響を直接受けることになる小学校児童の保護者及び就学前の子どもの保護者の方々を中心とし、これらに、区長会、民生委員児童委員協議会の代表者を地域の代表として、学識経験者をアドバイザーとして加えた委員構成としました。

鞍手町にとって「小学校のあり方」は、非常に重要な政策課題であり、小学校児童の保護者をはじめとする町民の皆様の生活に直接影響があることでもあります。可能な限り町民の皆様の意見を反映しながら政策決定すべく、委員の皆様からの自由な審議に基づいて、町の将来を担う子どもたちが通う小学校のあり方を検討していきました。

令和3年8月の第1回検討委員会を皮切りに、まずは現状の6小学校を維持すべきか、何らかの統合が必要なのか、から議論を開始し、これに関しては全会一致で「何らかの統合が必要」との意見がまとまり、令和3年12月に第1次提言として教育委員会へ提出しました。

次に、統合が必要なのであれば、何校に統合するべきなのか、の統合の形態について議論を進め、「1校統合」との意見がまとまり、令和4年2月に第2次提言として教育委員会へ提出しました。

(3) 教育委員会での審議・方針決定

検討委員会からの第1次及び第2次提言を受け、教育委員会では速やかに今後の小学校のあり方について、審議を行いました。

教育委員会としては、検討委員会からの提言を踏まえ、「6小学校を1校へ統合する」との方針をまとめ、大きな集団に溶け込むことが難しい児童等への対応として、小中連携や適応指導教室をさらに充実させた仕組みの導入を併せて検討していくこととしました。

令和4年度は、引き続き検討委員会での協議・提言を踏まえながら、1校に統合することとした統合校の場所を決定した上で、いつまでに、どんな小学校を整備するのかを定める「鞍手町立小学校統合基本計画」を策定することとしました。

01-02 基本計画の策定にあたって

検討委員会からの第1次及び第2次提言をもとに、「鞍手町立小学校統合基本計画」では以下の項目を協議の上、方針決定することとしました。

●計画地の決定

基準を設けて計画候補地を選定し、中学校、地域社会との連携や新しい時代の学びへの対応等の教育面、通学路の整備状況等を含めた整備計画の容易さ、鞍手町のまちづくりの方針との整合性などを比較対象として、統合小学校の計画地を決定する。

●統合小学校の計画の理念やコンセプトの設定

統合小学校の教育目標や地域連携、歴史の継承など、統合小学校に求める鞍手町の小学校像を整理する。

●統合小学校の建築計画の条件整理

選定した敷地内での建物配置や動線の検討、必要諸室の整理を通して建物ゾーニングを整理する。また構造や設備計画、環境配慮の方針などを整理する。

●事業予算やスケジュールの検討

本事業の予算及び開校までの事業スケジュールを整理する。

01-03 鞍手町の紹介

(1) 鞍手町の概要

鞍手町は、福岡県の北部に位置し、東は直方市及び遠賀川を隔てて北九州八幡西区に接し、北は遠賀町と中間市、南は直方市と宮若市が六ヶ岳山系の稜線を境とし、西は西山山系を介して宮若市と宗像市に隣接しており、昭和の大合併により旧剣町、旧西川村、旧古月村の1町2村が合併し、昭和30年1月、鞍手町として発足しました。

面積は35.60km²で、東西に6.5km、南北に9.0kmと南北にやや細長い町で、縄文時代から弥生時代、古墳時代の遺跡や遺物も多数出土し、国指定史跡、重要文化財、県指定史跡など数多くの文化財を有しています。

古くから農耕が主な産業でしたが、明治初期からは近代化による石炭産業が栄え、昭和30年代後半までは石炭産業の隆盛と併せて発展を遂げました。しかし、高度成長期のエネルギー革命により、エネルギーの主役が石炭から石油へ移ると相次ぐ炭鉱の閉山、人口の流出により大きな打撃を受けました。

そこで、昭和40年代からは、企業誘致、住宅誘致、農業振興などを柱としたまちづくり積極的に取り組み、それまで減少の一途だった人口も昭和60年には微増するという成果を見ましたが、その後の少子高齢化、雇用情勢の変化により都市部への人口流出が続くことになりました。

近年は、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋などのインフラ整備を進め、生活利便施設等が集約され、交通アクセスの利便性が最大限に活かされた機能的でコンパクトなまちづくりを進めることで、子育て世代や高齢者にとって快適な生活環境の実現を目指すとともに、定住促進や企業誘致などの自立促進施策を展開しています。

平成27年4月にこれまで町内に2校であった中学校を町の中心拠点に新設した鞍手中中学校に統合し、令和3年10月には地方独立行政法人「くらて病院」を新築移転、令和6年度中には、鞍手町役場庁舎等の行政機能も新築移転する予定です。



■ 鞍手町(鞍手 IC 付近)



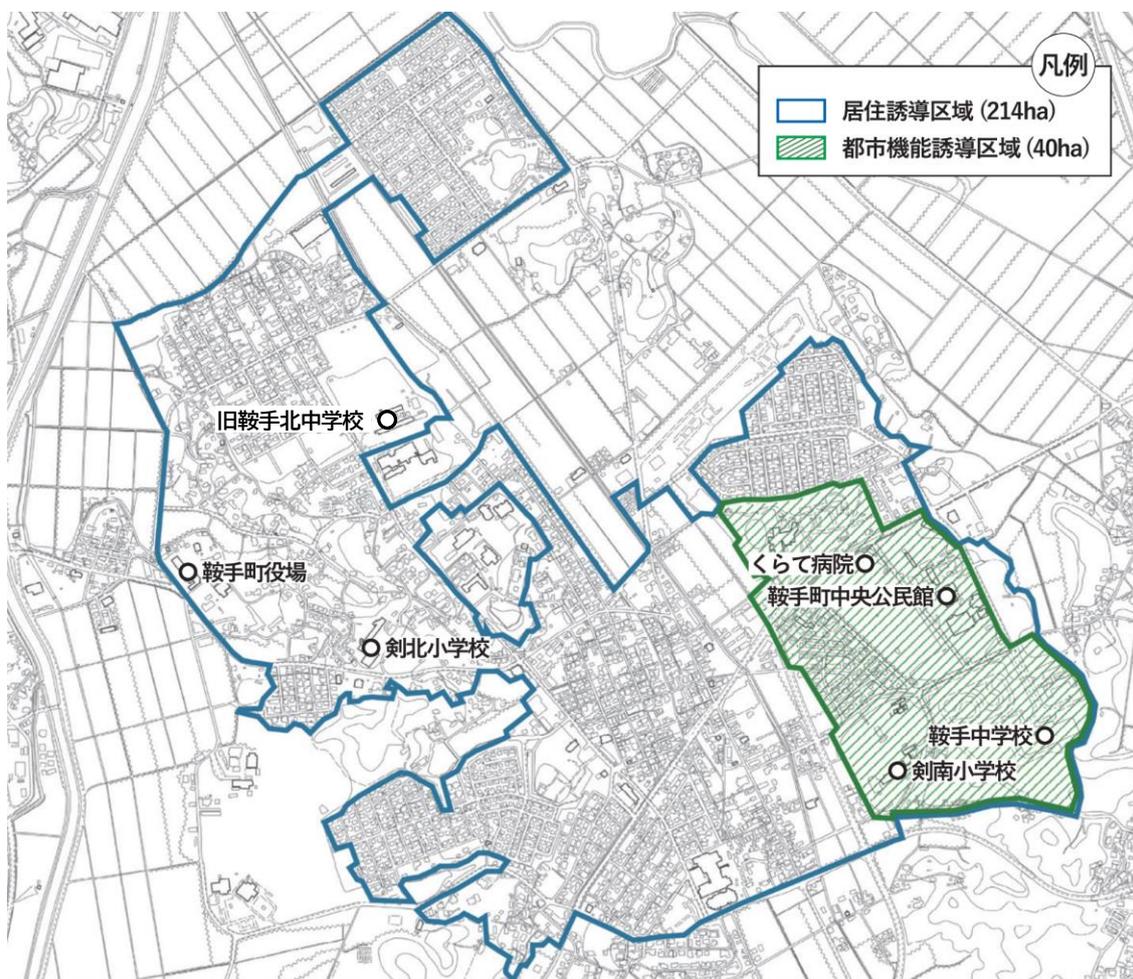
■ 新庁舎の建設

(2) 鞍手町立地適正化計画

日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景に、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能にすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していく「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めていくことが重要です。

「鞍手町立地適正化計画」は、鞍手町の特性に応じた効率的で持続可能な都市構造、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けて、都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定、誘導施設の整備方針、公共交通ネットワークとの連携によるまちづくりの方針等を示すことを目的に策定しています。



■ 都市機能誘導区域と居住誘導区域 (鞍手町立地適正化計画)

01-04 計画策定にあたっての小学校の概要（令和3年度）

(1) 小学校の児童数

令和3年5月時点（※）で、室木小学校は、全て複式学級となっています。その他の5小学校は、剣南小学校の1年、4年、6年生が2学級ですが、それ以外は全て1学年1学級となっています。

また、古月小学校の6年生が4人の女子児童のみとなっているのをはじめとし、西川小学校や新延小学校でも男女比の偏りが生じている学年（表中網掛け部分）があります。

※学校基本調査の基準日

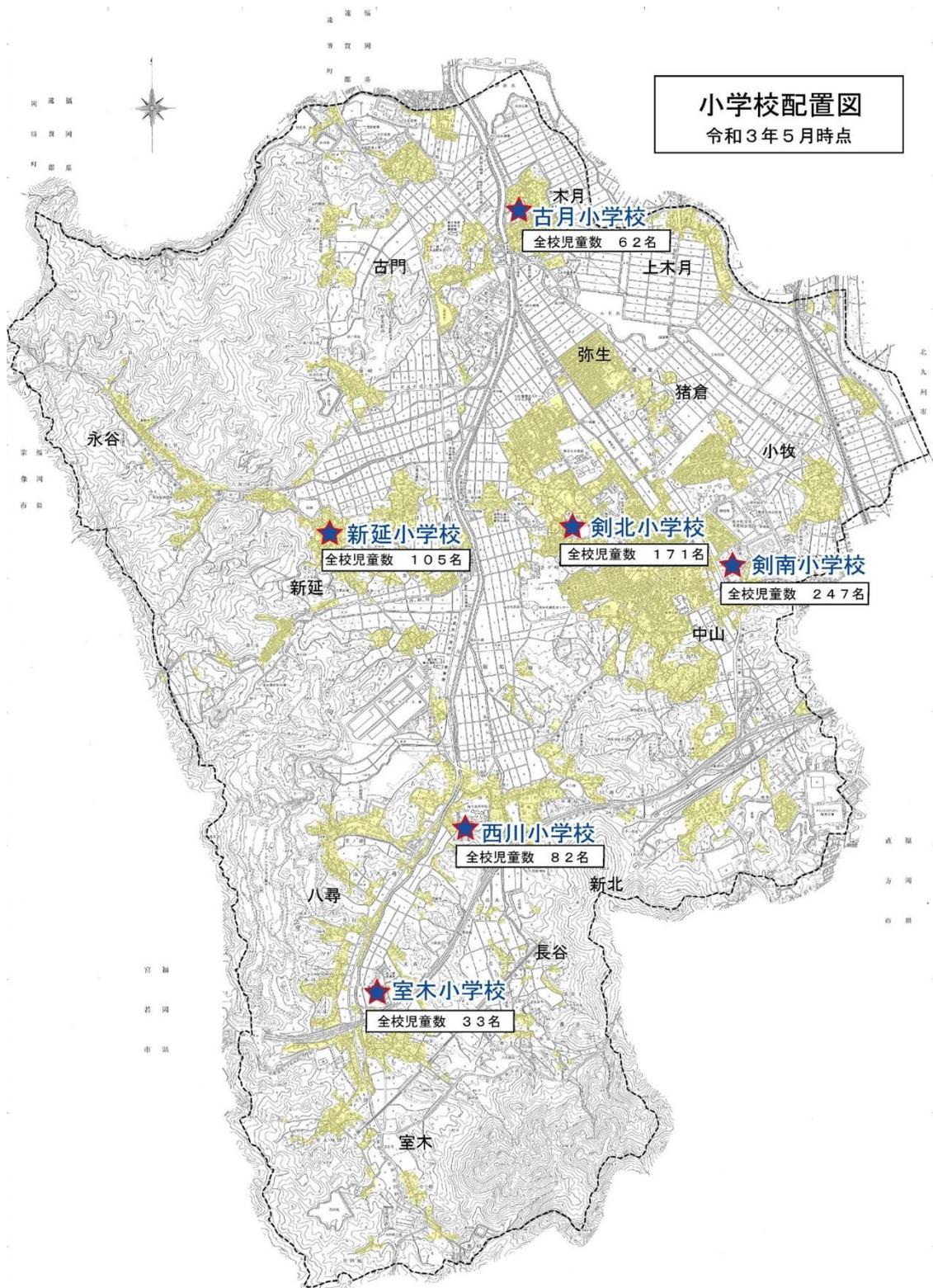
■令和3年5月の小学校の児童数

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計	
剣南 小学校	児童数	男	15	10	18	20	19	23	6	111
		女	30	16	21	22	18	28	1	136
		合計	45	26	39	42	37	51	7	247
	学級数	2	1	1	2	1	2	2	11	
剣北 小学校	児童数	男	11	13	11	8	13	15	6	77
		女	17	13	18	14	15	13	4	94
		合計	28	26	29	22	28	28	10	171
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	
古月 小学校	児童数	男	5	1	4	3	11	0	2	26
		女	10	8	6	4	3	4	1	36
		合計	15	9	10	7	14	4	3	62
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	
西川 小学校	児童数	男	2	13	6	6	4	4	1	36
		女	8	6	4	12	5	9	2	46
		合計	10	19	10	18	9	13	3	82
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	
新延 小学校	児童数	男	6	5	11	11	13	10	3	59
		女	5	12	7	7	8	3	4	46
		合計	11	17	18	18	21	13	7	105
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8	
室木 小学校	児童数	男	2	2	2	2	1	3	3	15
		女	1	2	5	1	4	4	1	18
		合計	3	4	7	3	5	7	4	33
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	4	
合計	児童数	男	41	44	52	50	61	55	21	324
		女	71	57	61	60	53	61	13	376
		合計	112	101	113	110	114	116	34	700
	学級数	7	5	6	6	6	6	11	47	

・1、2年生の合計で9人以上の児童がいなければ1年生と2年生の合同クラス（複式学級）となる。
 ・2～6年生は、2学年の合計で17人以上の児童がいなければ複式学級になる。

(2) 小学校の位置

小学校の位置は以下の通りです。



■ 小学校の位置図

第2章 統合小学校の概要と計画地の選定

02-01_統合小学校の概要

(1)統合小学校の規模の設定

直近10年の小学校児童数は、町全体の人口減に比例して減少傾向にあります。一方で、鞍手町では、子育て世代や高齢者にとって快適な生活環境の実現を目指すとともに、定住促進や企業誘致などの施策を展開しています。これらの政策により、近年の人口の社会減少は抑制傾向となりつつあります。今後、小学校児童数が増加に転じることは考えにくいですが、統合小学校の規模は、令和3年度の小学校児童数が維持されるものとして設定しました。

■統合小学校の想定クラス規模

学年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
児童数	男	41	44	52	50	61	55	21	324
	女	71	57	61	60	53	61	13	376
	合計	112	101	113	110	114	116	34	700
学級数		4	4	4	4	4	4	5	29

■統合小学校の想定職員数

学校名	職員数	備考
統合小学校	36名	R4年度時点の見込み
鞍手中学校※参考	42名	R4年度時点

(2)学校給食共同調理場の建替

現在の鞍手町学校給食共同調理場は、昭和43年に竣工、昭和44年1月から給食を開始し、現在は町内6小学校及び鞍手中学校の7校の児童生徒及び職員分の約1,250食を提供しています。給食調理後は、給食配送車2台により、各小学校及び中学校へ配食しています。

建設から50年が経過し、これまで調理器具や施設の改修を都度行ってきましたが、老朽化は顕著です。

また給食センター方式のため、自校式と比較して給食の配送にコストや時間を要します。

今回、小学校が1校へ統合されることから統合小学校へ併設して整備し、現在と同じく鞍手中学校生徒分の給食も併せて提供します。



■現状の給食調理場

■想定の給食提供数

統合小学校	736食	職員用も含む
鞍手中学校	433食	職員用も含む
合計	1,169食	

(3)放課後児童クラブの建替

鞍手町の放課後児童クラブは、剣南小学校及び剣北小学校には各々の放課後児童クラブを、古月、西川、新延、室木小学校については、小学校から放課後児童クラブまでを専用の送迎車により送迎することにより、1施設で4校合同の放課後児童クラブとして運営しています。

また、全ての放課後児童クラブが小学校敷地外に整備されていることがあり、このことから以下のような課題が生じています。

★ 放課後児童クラブが小学校敷地内不在による課題

- ・ 小学校から放課後児童クラブに行く間に交通事故等様々なリスクが生じる。
- ・ 特別な支援が必要な児童が放課後児童クラブへ通う手段がない。
- ・ 小学校の運動場で遊べない。
- ・ 小学校の先生と放課後児童クラブの支援員との連携が図りづらい。
- ・ 防犯という点で、小学校敷地内と比較して脆弱である。

統合小学校での放課後児童クラブは、現状での課題を踏まえ統合校の敷地内へ整備します。整備規模は、現状の児童数が維持できた場合を想定し、4支援の単位(※)を運営できる建物を整備します。

※支援単位あたりの児童数

支援単位とは、児童の集団の規模のことで1支援単位ごとに放課後児童支援員2名以上を配置することが必要。支援単位あたりの児童数は、登録児童の利用頻度を踏まえた児童数であり、週6日開所する放課後児童クラブの場合、週6日利用する児童は1人、週3日利用する児童は0.5人として算定される。

■現状と想定放課後児童クラブの規模

小学校名	放課後児童クラブ		児童数(R3年度)	
	名前	場所	登録数	支援単位(※)
剣南小学校	剣南学童のびのびクラブ A	中央公民館敷地内	50人	43人
	剣南学童のびのびクラブ B		41人	34人
剣北小学校	鞍手学童保育自然クラブ	旧鞍手分校跡地	36人	30人
古月小学校	西川古月学童 なかよしクラブ	鞍手町総合福祉センター くらの郷敷地内	73人	63人
西川小学校				
新延小学校				
室木小学校				
合計			200人	170人

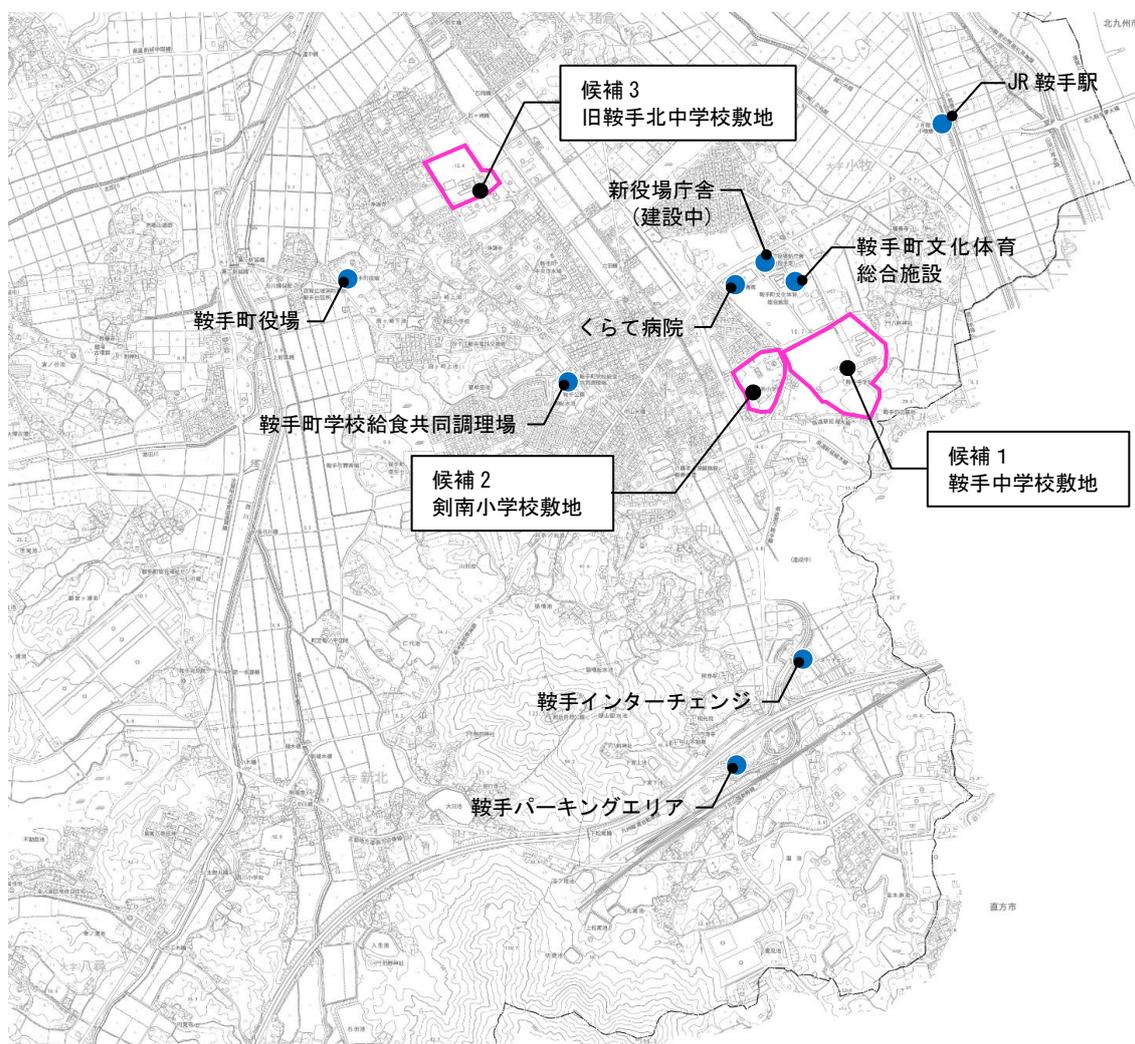
02-02_計画候補地の選定

(1)町内における計画候補地選定の基準

町内で統合小学校建設地として候補にあげる敷地の基準は以下の通りとしました。

- ・町有地であること
- ・「鞍手町立地適正化計画」の居住誘導区域内の範囲であること
- ・グラウンド及び小学校建設用地としてある程度の広さが確保できること
- ・土砂災害警戒区域等の指定を受けない危険度が低い場所であること

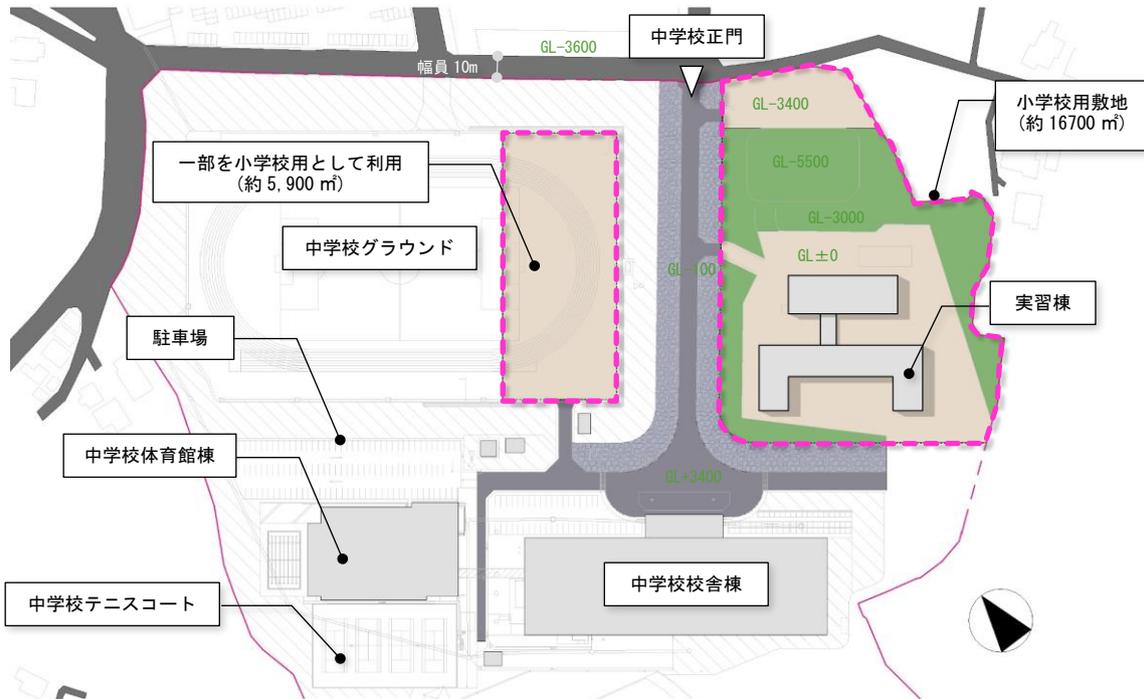
以上をもとに選定した計画候補地は以下の3敷地です。



■計画候補地の位置図

(2) 計画候補地の概要

● 候補1：鞍手中学校敷地



■ 鞍手中学校敷地の現況図

○ 敷地概要

敷地住所	鞍手郡鞍手町大字小牧 2122 番地 1
敷地面積	129,500.73 m ² ※うち小学校用地は約 22,600 m ²
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%
立地適正化計画	都市機能誘導区域
その他	専門学校建設時に開発許可を提出(敷地内に調整池あり)

○ 敷地の特徴

・ 候補敷地の中で最も敷地面積が小さい
・ 校舎建設前に既存実習棟の解体及び保管品の移設が必要になる
・ 小学校と中学校の連携が期待できる
・ 給食の提供動線が最も短くなる
・ グラウンドを小学校用と共有予定のため、中学校用が狭くなる
・ グラウンドを共有する場合は、中学校と小学校の間で安全面での対策が必要
・ 都市計画法に定める開発許可に基づいた「調整池」がある

●候補2：剣南小学校敷地



■剣南小学校敷地の現況図

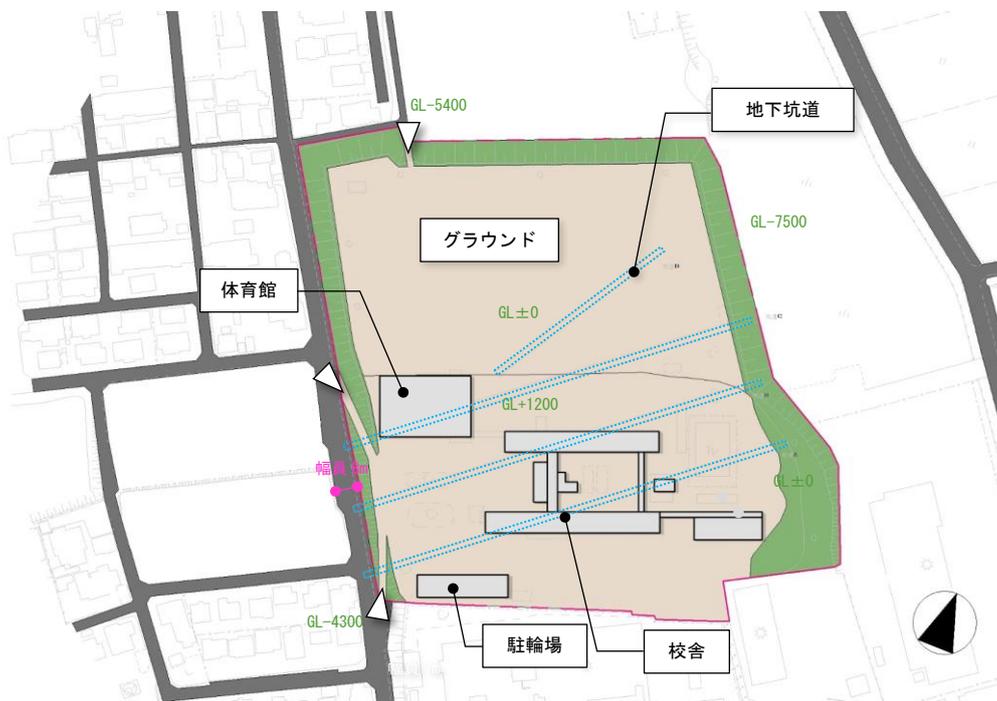
○敷地概要

敷地住所	鞍手郡鞍手町大字中山 2213 番地 1
敷地面積	約 36,100 m ²
用途地域	第二種低層住居専用地域(高さ 10m まで)
建蔽率	50%
容積率	80%
立地適正化計画	都市機能誘導区域
その他	

○敷地の特徴

・ 北側出入口(階段)と西側出入口(スロープ)は歩行者専用道路
・ 既存小学校を運用しながら建替する場合は敷地の利用に制限が発生する
・ 上記の場合、ある程度の計画用地を確保するためにはプールの先行解体が発生する
・ 敷地全域を計画範囲とする場合は仮設校舎の設置等が必要になる
・ 剣南小学校建設後に用途地域が指定されており、高さが 10m までとなっている
・ 用途地域による高さ制限の緩和を行う場合、福岡県への許可申請の提出が必要
・ 校舎周辺、グラウンド周辺で段差が 1.5m 程度ある

●候補3：旧鞍手北中学校敷地



■旧鞍手北中学校敷地の現況図

○敷地概要

敷地住所	鞍手郡鞍手町大字中山 3923 番地 315
敷地面積	約 40,000 m ²
用途地域	第二種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%
立地適正化計画	居住誘導区域
その他	

○敷地の特徴

<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補敷地の中で最も敷地面積が大きい ・ 既存建物は中学校校舎で現在使用していない ・ 校舎建設前に既存校舎の解体が発生する ・ 敷地内に炭鉱時代の地下坑道が数カ所あり、穴埋め工事が発生する ・ 校舎周辺、グラウンド周辺で段差が1.2m程度ある ・ 敷地にあがる車道(2カ所)の幅が4m程度のため片道通行になる

02-03_各計画候補地の比較と計画地の選定

(1) 計画候補地の比較

各計画候補地を以下5つの指標にて評価しました。

1：敷地特性の比較

敷地の広さ、法規制、動線、町内での位置づけなどを比較項目とします。

● 主な評価項目

- ・ 敷地面積 = 敷地の広さの評価
- ・ 敷地の余裕 = 建築計画の自由度の評価
- ・ 道路への出入 = 敷地内への車両の通行の容易さの評価
- ・ 法的な規制 = 建築計画を行う上での制限について評価
- ・ 敷地の状況 = 現在の利用状況などの評価
- ・ 立地適正化計画 = 鞍手町の方針への適合の程度の評価

2：計画面の比較

想定される校舎の階数、グラウンドの広さなどを比較項目とします。校舎や体育館、プールなど建物の規模を、同規模程度の事例をもとに以下の設定にて計画しました。

建物名	内容	備考
校舎	学級数 29 及び同規模事例をもとに延面積 8,500~9,000 m ² 程度と仮定	
体育館	バスケットコート 2 面+ステージを設置できる規模と仮定	
プール	25m プール 8 レーン程度と仮定	
児童放課後クラブ	1 単位 80 m ² として 4 室程度確保できる広さと仮定、また敷地内別棟にて計画	放課後児童健全育成事業の補助要件をもとに 1.65 m ² /人として算定
給食調理場	1,169 食 × 0.5 m ² /人 ≒ 550 m ² 程度と仮定	最適厨房研究会の実態調査をもとに 0.5 m ² /人として算定

● 主な評価項目

- ・ 校舎階数 = 校舎を計画する上で目安となる階数の評価
- ・ 教室の採光 = 採光(基本南北採光)の評価
- ・ 体育館の位置 = 建築計画の自由度の評価
- ・ プールの位置 = 建築計画の自由度の評価
- ・ グラウンドの広さ = 確保できる広さの目安の評価
- ・ 給食調理場の位置 = 建築計画の自由度の評価
- ・ 放課後児童クラブの位置 = 建築計画の自由度の評価

3：工事面の比較

工事の複雑さ、安全面、工期などを比較項目とします。

●主な評価項目

- ・ 工事車両動線 = 一般車両動線との区分の容易さの評価
- ・ 工事中の安全性 = 敷地内の工事エリア以外の安全性の評価
- ・ 工事の調整 = 工程計画の策定の難易度の評価

4：コスト面の比較

主に建物建設以外の敷地特有の費用や国庫負担を比較項目とします。

●主な評価項目

- ・ 整備費 = 2で想定した規模の建物概算と敷地ごとの造成費の合計
- ・ 補助金等 = 各敷地での想定補助金額
- ・ 鞍手町負担 = 上記の差

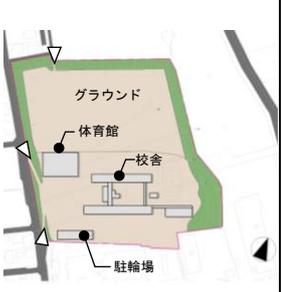
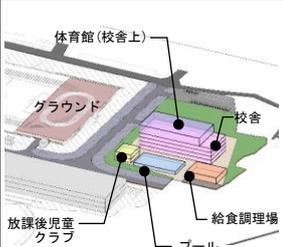
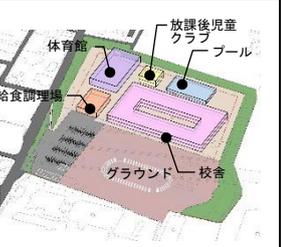
5：通学面の比較

敷地にいたる児童の通学路の安全面などを比較項目とします。

●主な評価項目

- ・ 通学路の整備 = 通学路の整備状況の評価
- ・ スクールバスの運行 = バスの運行ルートの評価

第2章 統合小学校の概要と計画地の選定

	鞍手中学校敷地	剣南小学校敷地	旧鞍手北中学校敷地	
1 敷地特性の評価				
概要				
敷地面積	約 22,600 m ² △	約 36,100 m ² ○	約 40,000 m ² ○	
敷地の余裕	校舎の高層化が必須となる △	既存校舎を避けた校舎計画となる △	障害物が少ないため余裕ある計画が可能 ○	
道路の出入の容易さ	東側：容易に出入可 西側：容易に出入可 ○	北側：容易に出入可能 南側：切り返しが発生 ※大型車に限る △	大型車の同方面への出入ができない可能性がある(スロープの運用による) △	
法的な規制	調整池やグラウンド周辺で工事が発生する場合、従前の開発許可に影響 △	用途地域の高さ制限(10mまで)緩和に向けた各種手続きが発生 △	現時点で特段なし ○	
敷地の状況	現在教育施設研究所として使用中 ○	現在小学校として使用中 ○	旧炭鉱地で坑道対策が必要 △	
立地適正化計画	都市機能誘導区域 ○	都市機能誘導区域 ○	居住誘導区域 △	
敷地特性総合評価	小学校用地としては他事例と比較しても敷地がかなり狭小 △	既存校舎を避ける必要があるため校舎や体育館の位置が現在のグラウンド側になる ○	敷地の広さに最も余裕があるが、敷地内スロープや前面道路の幅員がないため車両出入りに課題がある △	
2 計画面の評価				
概要				
校舎と体育館	校舎階数	5階建以上 △	3階建以上 ○	2階建以上 ○
	教室の採光	一部無採光になる部屋が出てくる可能性がある △	全教室南北面での採光確保が可能 ○	全教室南北面での採光確保が可能 ○
	体育館の位置	校舎上階への設置 △	校舎上階・地上配置どちらでも可 ○	校舎上階・地上配置どちらでも可 ○
屋外施設	プール	校舎上階・地上配置どちらでも可 ○	校舎上階・地上配置どちらでも可 ○	校舎上階・地上配置どちらでも可 ○
	グラウンド	・中学校グラウンドの一部を利用 ・児童の敷地内道路の横断が発生 △	・150mトラック程度を確保可能 ・校舎に隣接させて配置可能 ○	・150mトラック程度を確保可能 ・校舎に隣接させて配置可能 ○
付帯施設	給食調理場	別棟、校舎一棟のどちらでも計画可 ○	別棟、校舎一棟のどちらでも計画可 ○	別棟、校舎一棟のどちらでも計画可 ○
	放課後児童クラブ	2階建以上 △	2階建以上 △	平屋で計画可能 ○
計画面総合評価	校舎が5階建て以上かつ無採光の部屋が出てくる △	計画がグラウンド側に限定される点以外はある程度自由に計画可能 △	敷地にゆとりがあるためある程度自由に計画可能 ○	

	鞍手中学校敷地	剣南小学校敷地	旧鞍手北中学校敷地
3 工事面の評価			
工事車両動線	既存出入口を利用 (中学校動線と区画) △	既存出入口を利用 (小学校動線と区画) △	既存出入口を利用 (周辺道路が狭小) △
工事中の安全性	既存中学校との間に 安全区画が必要 △	既存小学校との間に 安全区画が必要 △	利用施設がないため 安全区画が不要 ○
工期の調整	既存施設解体時期の 調整が必要 △	綿密な建替計画と工期 を要する △	既存施設との兼ね合 いがないため容易 ○
工事面総合評価	敷地内に中学校が あるが比較的安全に 工事エリアと区分可 △	最も工期が長く代替 機能確保、安全管理 などの課題が多い △	地内に利用施設が ないため最も工事が 行いやすい ○
4 コスト面の評価※金額は推定			
整備費	5,600,000,000円	5,900,000,000円	6,200,000,000円
補助金等	3,900,000,000円	3,900,000,000円	4,200,000,000円
鞍手町実質負担額	1,700,000,000円	2,000,000,000円	2,000,000,000円
コスト面総合評価	○	△	△
5 通学面の評価			
通学路の整備	鞍手中学校、剣南 小学校、剣北小学校 の通学路として 大部分が整備済 ○	鞍手中学校、剣南 小学校、剣北小学校 の通学路として 大部分が整備済 ○	現在、通学路として 想定されていない 区間(古月・新延小 →統合小)の大規模 な整備が必要(用地 買収による歩道設 置・拡幅) △
スクールバスの運行	鞍手中学校の スクールバスと同様 の運行ルートとなる ○	鞍手中学校の スクールバスと同様 の運行ルートとなる ○	鞍手中学校の スクールバスと 異なる運行ルートと なり、剣南小校区へ の運行も必要 △
通学面総合評価	剣北小⇄剣南小校区 境界部分の通学路 整備とスクールバス の運行で通学可能 ○	剣北小⇄剣南小校区 境界部分の通学路整備と スクールバスの運行で 通学可能 ○	通学路として県道を含 めた大幅な整備が 必要で費用と整備 期間が必要 △

■3 計画候補地の比較

(2) 計画地の選定

3計画候補地の比較をもとに、検討委員会で議論を重ねましたが、3計画候補地ともに一長一短があり、検討委員会として計画地を1か所に絞り込むことは難しい状況となりました。そこで検討委員会では、各委員が3計画候補地を◎○△で評価した結果と、3計画候補地の評価する点や懸念点を集約し、教育委員会へ提言することとしました。

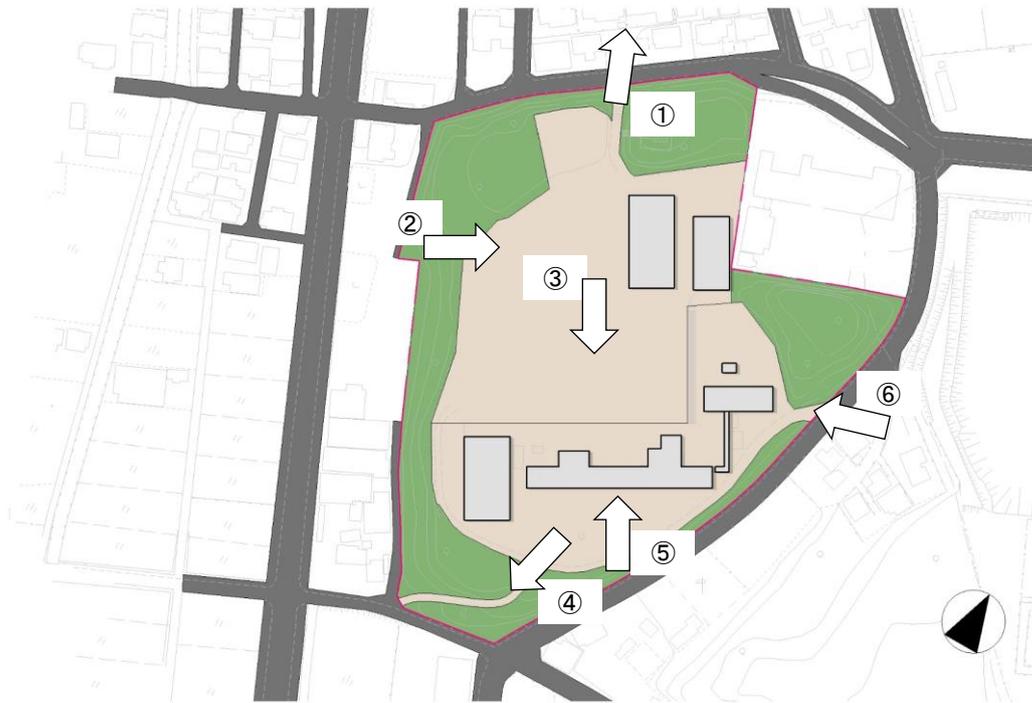
教育委員会では、これからの時代に求められる学校教育を実現し鞍手町を担う子どもたちを安全に育むことを最優先とし、鞍手町教育大綱等に示された町の方針や総合教育会議における町長の意見、検討委員会からの提言を踏まえて検討しました。

その中で町長の意見としては、旧鞍手北中学校敷地が子どもたちに夢のある小学校を造るために最適との考えで一貫していましたが、教育委員会としては、小中連携等の教育面・スクールバスや通学路の整備状況を含めた通学面・コンパクトシティを目指す鞍手町としてのまちづくりの観点等を考えると剣南小学校敷地が最適であるとの結論に全会一致で達したため、教育委員会の責任と権限に基づき、剣南小学校敷地を計画地に選定しました。

第3章 計画地の概要

03-01 計画地の現状分析

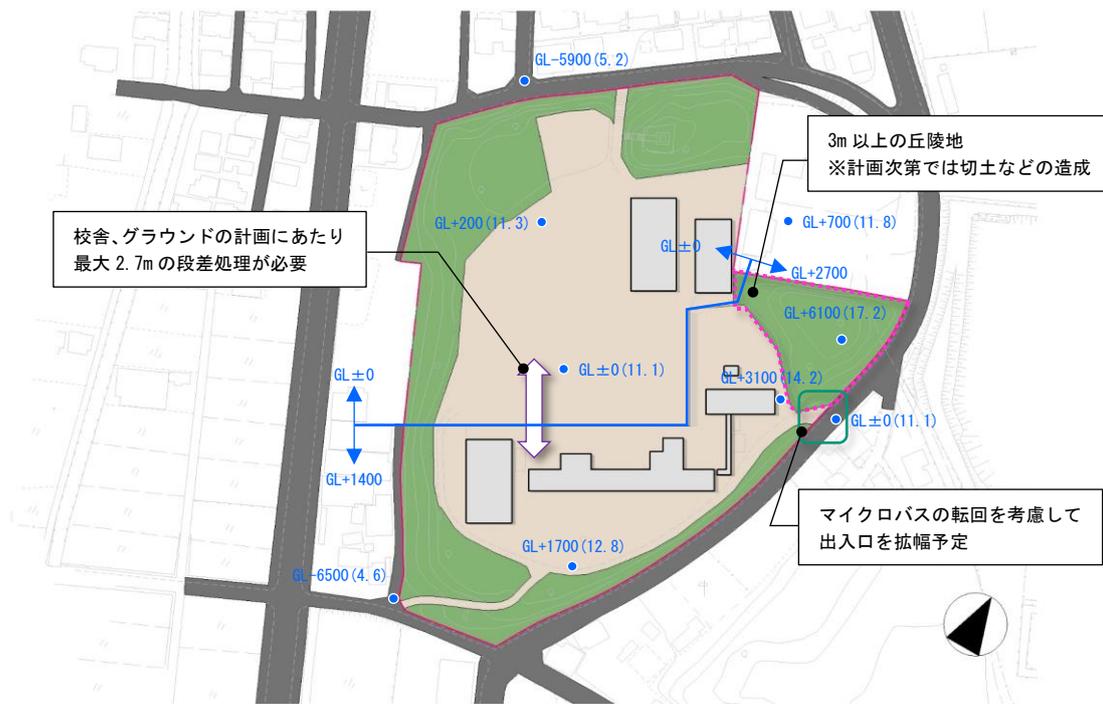
計画地である剣南小学校敷地は、周囲の道路から最大で7m程度の高低差のある敷地です。また前述の通り、現在小学校として稼働しています。



■ 剣南小学校用地の現状分析

03-02 計画地の造成等の方針

校舎を計画していく上で敷地の広さや機能性を高めるために、敷地内の高低差、出入口などを以下の方針で整備する予定です。



■敷地内の高低差や出入口等の方針

03-03 計画地の関係法令

(1) 必要な協議先

当該敷地に計画するにあたり関係法令を以下に示します。なお詳細は基本設計以降に改めて精査するものとします。

内容	協議先など	備考
学校教育法	—	
小学校設置基準	—	
建築基準法関連	直方県土整備事務所 建築指導課	
建築基準法 (建築審査会に関する内容)	福岡県建築都市部 建築指導課	
消防法	直方・鞍手広域市町村圏 事務組合消防本部 予防課	
省エネ基準への適法性判定	直方県土整備事務所 建築指導課	
福岡県福祉の まちづくり条例	直方県土整備事務所 建築指導課	
バリアフリー法に基づく 「特定建築物の計画の認定」	福岡県建築都市部 建築指導課	
土壌汚染対策法による 土地の形質の変更の届出	全域対応窓口 →福岡県環境部 環境保全課 鞍手郡対応窓口 →嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所（環境指導課）	土地の形状を変更する行為全般 で切盛土の合計が 3,000 m ² 以上 となる行為の場合に必要
都市計画法による開発許可制度	福岡圏都市計画課 開発第一係・開発第二係	3,000 m ² 以上の土地の区画 形質変更の際に必要

(2) 建築基準法の整理

主な建築基準法及び建築基準法施行令の関連法規を以下に示します。詳細は基本設計以降に改めて精査するものとします。

項目	法文番号	詳細	備考
道路	建基法 42 条	北側：約 8m(町道本町・小牧線) 東側：約 8m(小橋・十念線) 南側：約 7m(上新橋・伊予谷線) 西側：約 4.5m(明道・高ノ口線)	
用途地域	建基法 48 条	第二種低層住居専用地域	
建物用途	建基法別表 2	学校	
容積率	建基法 52 条	80%	
建蔽率	建基法 53 条	50%	
道路斜線	建基法 56 条など	適用距離 20m、斜線 1.25	
隣地斜線	建基法 56 条など	適用なし	
北側斜線	建基法 56 条など	5m 立ち上げ+斜線 1.25(絶対高さ 10m)	

項目	法文番号	詳細	備考
日影規制	建基法 56 条の 2	7m>軒高または階数 3 以上で適用 測定面 H1.5m、4 時間-2.5 時間	
防火地域	建基法 22 条、 法 61 条など	なし(法 22 条地域)	
壁面後退	建基法 55 条	なし	
耐火性能	建基法 27 条、35 条 建基法令 107 条	階数 3 階以上または 2,000 m ² 以上にて 耐火建築物	
面積区画	建基法令 112 条	1,500 m ² 以内に区画	
高層区画	建基法令 112 条	3 階以下想定のためなし	
竪穴区画	建基法令 112 条	吹き抜け、階段などを区画	
異種用途区画	建基法令 112 条	なし	
界壁・間仕切壁	建基法令 114 条	防火上主要な間仕切壁を区画 (114 条区画)	
内装制限	建基法 35 条の 2 建基法令 128 条の 3	制限なし ※採光上、排煙上無窓居室及び 火器使用室は準不燃以上	
階段の種類	建基法 35 条 建基法令 23-27 条など	・ 2 以上の階段を設置 ・ 幅 1,400mm 以上、蹴上 160mm 以上、 ・ 踏面 260mm 以上、踊り場 3m 以内 ・ 手摺設置	
階段への歩行距離	建基法 117、120 条	・ 無窓居室=30m ・ それ以外の居室=50m ※避難経路が準不燃以上で+10m	
廊下	建基法令 119 条	・ 両側居室の場合 2.3m ・ 片側居室の場合 1.8m	
敷地内通路	建基法令 127 条	1.5m 以上	
非常用進入口	建基法令 126 条の 6 建基法令 126 条の 7	3 階建て以上かつ 4m以上の空地が ある部分、道路に面する部分に必要な	代替進入口も可
採光	建基法 28 条	有効採光面積/居室面積 \geq 1/5 ※音楽教室は視聴覚教室で換気設備 がある場合は 1/10 以上	
天井高さ	建基法令 21 条	天井高さ 2.1m 以上	
換気設備	建基法 28 条	自然換気または機械換気の確保	
排煙設備	建基法 35 条 建基法令 126 の 2	学校用途のため不要	
非常用照明	建基法 35 条、 建基法令 126 条の 4、 126 条の 5	居室及び避難経路に設置	
避雷設備	令第 129 条の 14、令第 129 条の 15	高さ 20m 以上で設置	

(3) 用途地域による高さ制限の緩和

当該敷地は現在「第二種低層住居専用地域」に指定されています。第二種低層住居専用地域では、建築基準法第55条で「建築物の高さが10mを超えてはならない」と定められており、校舎の階数に換算するとおおよそ2階建てまでしか建設できないことになります。

今後計画を進める上で高さ制限は、良好な学校環境の構築への課題になる可能性があるため、高さの緩和(建築基準法55条3項二号)の許可を受けるべく関係行政機関と協議を行ってきました。

基本設計では、引き続き建基法55条3項許可申請に向けた手続きを行っていく必要があります。想定される工程及び手続きは以下の通りです。



※原則として建築審査会は月に1回の開催となっている

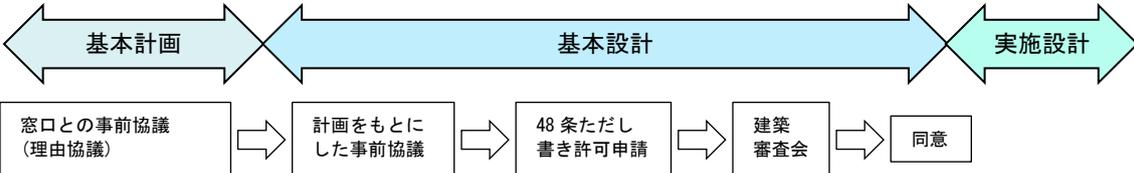
■ 建築審査会への手続きフロー

(4) 給食調理場の用途の特例許可

給食調理場は、学校敷地内にあっても複数の学校への提供がある場合は、原則建築基準法別表第二(に)項第二号による「工場」用途となります。

当該敷地は第二種低層住居専用地域であり、工場用途の建設はできません。ただし公益上やむをえない計画であるため「建築基準法48条ただし書き許可」を受ける予定です。基本計画では上記「(3)用途地域による高さ制限の緩和」とあわせて関係行政機関と協議を行ってきました。

基本設計では、48条許可を得るために必要手続きを行っていきます。



※原則として建築審査会は月に1回の開催となっている

■ 建築審査会への手続きフロー※高さ制限緩和と同時進行

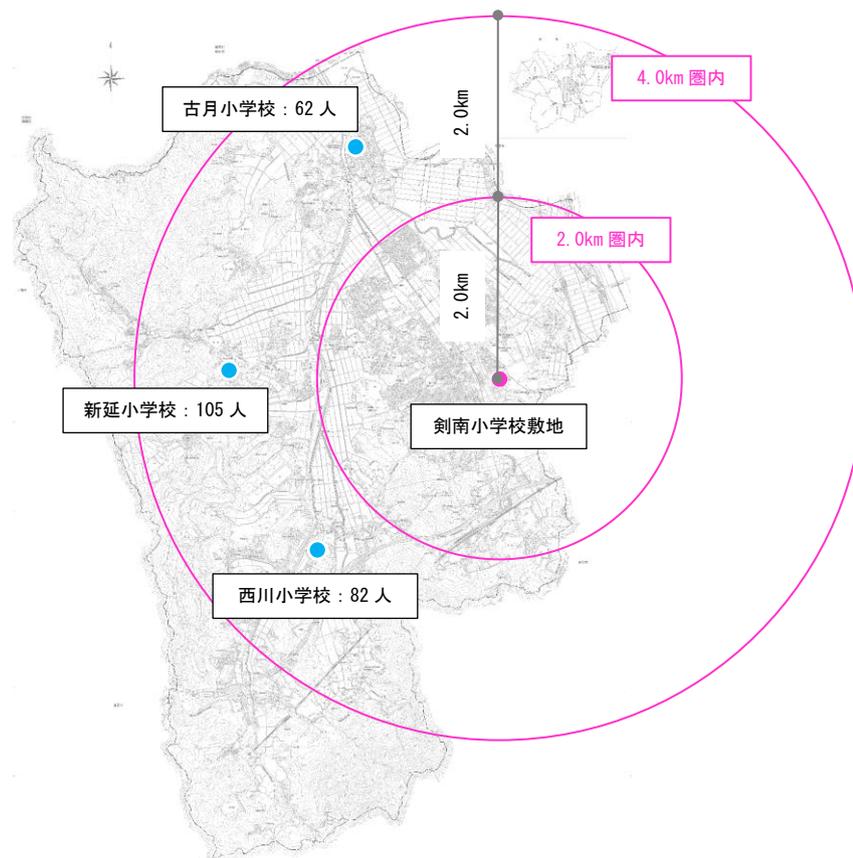
03-04 統合小学校におけるスクールバスの運用計画

(1) 対象範囲の設定

現状の6小学校の通学距離はいずれもほぼ2km以内となっています。また、鞍手中学校におけるスクールバスの通学範囲は、剣南小学校区、剣北小学校区の全体及び新延小学校区の新延舟川区を除く校区としています。

国の基準として、小学校の徒歩による通学距離は4km以内という目安が示されています。しかしながら、現状の6小学校の通学距離の状況及び鞍手中学校におけるスクールバスによる通学範囲の状況を踏まえると、統合小学校から2km以内を徒歩通学の範囲とし、それ以外の校区についてはスクールバスによる通学範囲とすることを基本的な考え方とします。

なお、2kmという基準については、あくまで基本的な考え方であり、自然境界、小学校区、周辺の住居の状況を踏まえて設定する必要があり、一律に2kmの正円にはなりません。



■スクールバス運用の対象範囲

(2) 必要台数の算定と運営の検討

スクールバスは現在の児童数から想定して利用人数を算定し、台数検討を行いました。なお、スクールバスの利用料は徴収しません。

項目	内容	備考
利用者条件	通学距離 2km 以上の児童	利用料は無料とする。
対象人数	282 人	現状の人数より算定
想定車両	29 人乗りマイクロバス	
想定車両数	12 台	
各車両運行便数	登校 1 便・下校 2 便	
運営形態	スクールバスとして単独利用	
車両所有者	町所有	

第4章 基本計画

04-01 統合小学校のめざす方向性・計画コンセプト

(1) 鞍手町がめざす子ども

教育委員会では、鞍手町がめざす子ども像として、以下の3つを掲げています。

- 自ら学び、主体的に自己表現できる子ども
- 自他のよさを認め合い、支え合うことができる子ども
- 粘り強く、目標に向かって努力できる子ども

(2) 鞍手町がめざす子どもを育むための小学校

国際化や少子高齢化が進展する中、Society5.0（※1）の実現に向けて、人口知能（AI）やビッグデータの活用などの急速な技術革新や、多様な人材による様々な働き方が求められるようになるなど、社会環境は大きく変化しています。

誰もが今後の社会を見通せない時代において、将来を担う子どもたちには、鞍手町がめざす子どもにあるように、自ら学び、自ら考え、より良く問題を解決する資質や能力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性とレジリエンス（※2）を身に付け、たくましく生きるために「生きる力」を育む教育が重要です。

統合小学校では、鞍手町がめざす子どもを育むため、以下の取組を進めます。

① 確かな学力の育成

- ・ 主体的・対話的で深い学びを実現する鞍手型授業メソッドの活用
- ・ 徹底反復・集中速習による基礎学力の定着と活用力の育成
- ・ 少人数指導等による個に応じたきめ細かな指導の充実

② 豊かな心の育成

- ・ 特別の教科「道徳」の授業改善・充実
- ・ キャリア教育、体験活動の推進
- ・ 人権を尊重した教育活動の展開及び指導方法の工夫・改善

③ 健やかな体の育成

- ・ 体力向上プランの活用促進
- ・ 学校における衛生管理の徹底
- ・ 食育の推進と給食指導の充実

④ 小中連携の取組強化

- ・ 国語、算数・数学、英語の3教科で小学校高学年担任と中学校教科担任により、指導内容や指導方法を共有し、学習の連続性・系統性を意識した授業づくりの検討
- ・ 児童会と生徒会の交流
- ・ 小・中学校の授業公開と中学校の授業体験

※1 Society5.0 … AI等の活用により、現実空間と仮想空間が一体となり様々な社会問題の解決と経済発展を実現する社会のこと

※2 レジリエンス … 「ストレスなどの外的圧力を跳ね返す復活力」や「逆境や困難に押しつぶされることなく外的環境に順応していく適応力」のこと

(3) 統合前の小学校の歴史や伝統の承継

6小学校を1校へ統合する方針を定める際に、検討委員会より「統合前の小学校の歴史や伝統が可能な限り統合校へ承継される」よう努めるように提言を受けました。

そこで、各小学校に学校の歴史や伝統行事だけでなく、大切にしている取り組みなどのアンケートを行い、アンケートの結果をもとに、検討委員会で統合小学校に引き継いでいきたい行事や取り組みなどの協議を行いました。

統合前の小学校には、知識や技能の習得を目指す多種多様な取組や本物の体験学習を実現可能にする地域資源が豊富にあることがわかりました。

統合小学校に引き継ぐ行事や取組は、これらの中から、統合小学校が行事を行事として終わらせるのではなく、教科の学びのアウトプットの場となるようカリキュラムマネジメントしていき、承継されていくこととなります。

※詳細は、参考資料の「統合前の小学校の歴史や伝統の承継（P87）」を参照ください。

(4) 地域との連携

第5次鞍手町総合計画後期基本計画において「ひとに輝きを」をテーマとして、「地域で人を育てるまち」や「ライフステージに応じた生涯学習の推進」を掲げ、町民が豊かな自然の中で育ち、学び、生きる喜びを感じ、お互いを敬いながら家族・地域の絆を大切にし、心の豊かさや幸せを感じられる町を目指しています。

そこで、統合小学校は、児童・生徒・保護者・地域・教職員にとって魅力ある学校づくりを進めるとともに、コミュニティ・スクールによる地域との連携・協働を重視していきます。

① コミュニティ・スクール

現在、各小学校に設置されている学校運営協議会を集約し、統合小学校の学校運営協議会を設置する予定です。カリキュラム作成の土台作り、地域行事や地域活動への参画等を検討し、家庭における生活習慣の育成や地域における社会規範やルール等の学びを学校教育と結びつけ地域全体での学びの環境を整えていきます。

② 地域住民の学校利用

鞍手町では学校開放事業として、PTAによる会議等のためのスペースづくりや軽運動を促進するための施設利用等を想定しています。校舎計画ではこれらを踏まえた動線やゾーニングを計画していきます。

(5) 統合前交流事業

6小学校を1校へ統合する方針を定める際に、検討委員会より「子どもたちが統合小学校にスムーズに適応できる」よう努めるように提言を受けました。

そこで、統合前から各小学校が学校行事等を通して児童の交流を図ることで、すべての児童が統合小学校での学校生活にスムーズに適応できるよう、統合前交流事業を実施します。

(6) 統合小学校の計画コンセプト

令和4年3月に文部科学省より「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の報告がまとめられています。その中でも「学び」「生活」「共創」の観点をもとに特色や魅力を発揮できる施設づくりが求められていることから、教育委員会では、検討委員会からの意見や教育大綱をもとに、以下を統合小学校の計画コンセプトとして設定します。

① 確かな学力の育成

～ 子どもの自発的な学びに応え、多様な学習活動が展開できる学校 ～

自ら調べる・考える・表現することを実践する、未来を創る人財を育成するため、自発的な学びに応える ICT 教育等の学習環境を整備する。

② 豊かな心の育成

～ 互いを尊重して支え合い、自ら夢を描ける学校 ～

統合により得られる多くの友だちと交流できる賑やかな空間と、一人や少人数で静かに過ごせる空間をバランスよく整備することで、お互いを尊重し支え合える人財を育成する。また、将来の夢を描ける人財を育成するため、子どもたちの好奇心をかきたてるような環境を整備する。

③ 健やかな体の育成

～ 休み時間に体を動かしたくなる学校 ～

運動場や中庭などで、多くの友だちと積極的に体を動かしたくなるような環境を整備する。

④ 学校指導体制の整備

～ 多様な関係者が参画しやすい学校 ～

地域の方やボランティア、働く大人の方々など、多様な人たちが参画し、教職員と共に子どもたちの成長を支えていける環境を整備する。

⑤ 特別支援教育の推進

～ 個の特性へ配慮し、共に学べる学校 ～

特別支援教室を配置した上で、普通教室等へも個の特性への配慮を取り入れ、共に学べる環境を整備する。

⑥ 公共施設としての学校

～ 社会の一員としての学校 ～

避難所として災害発生後も稼働できる校舎・体育館とし、通常時は社会体育施設や地域利用などでも活用しやすい環境を整備する。また、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す鞍手町として、地球環境に配慮した施設を整備する。

04-02 統合小学校と付帯施設の計画所要室及び計画規模の検討

(1) 統合小学校と付帯施設の計画所要室の規模

前述の方針のもと統合小学校で必要な所要室を以下の表にまとめます。

● 学校基本機能

分類	部門	室名	室数	備考	面積計
教室・管理	教室	普通教室	24		約 2,300 m ²
		特別支援教室	8	今後の児童数を見込む	
		カームダウン・脱衣室	適宜		
		少人数教室	6	各学年1カ所程度	
	特別教室	理科室	2		約 1,020 m ²
		音楽室	1		
		図工室	1		
		家庭科室	1		
		図書室	1		
	多目的機能	ホール	1	階段型等の集会、発表スペース	約 1,010 m ²
		多目的スペース	適宜		
		ラーニングスペース	適宜	各階1カ所程度設置	
		生活科教室兼多目的室	1		
		ギャラリー	適宜	統合前の小学校の展示スペース	
	管理	情報コーナー	適宜	掲示物、作品展示コーナー	約 1,210 m ²
		職員室	1		
		校長室	1		
		事務室	1		
		給湯室	1	リラックススペースを設置	
		保健室	1		
		備蓄庫	適宜	災害用の備蓄倉庫	
		放送室	1		
		会議室	1		
		児童会議室	1		
		教材室	適宜		
		保管庫	適宜		
		相談室	適宜		
		機械室	1	サーバ、プリンタ等設置場所	
		校務員室	1		
職員更衣室		2			
PTA室		1			
倉庫	適宜				
共用	昇降口	1		約 3,390 m ²	
	男子便所・女子便所・多目的便所・手洗いスペース	適宜			
	EV	1			
	廊下・階段など	適宜			
	機械室	適宜			
教室・管理合計					約 8,930 m²
体育館	屋内運動場	1	ミニバスコート2面・空調設備有	約 1,160 m ²	
	ステージ	適宜	ステージ上部にはメンテナンススペースを設ける		
	器具庫	1			
	更衣室	2	男女各1室		
体育館合計					約 1,160 m²
プール	プール	1	8レーン程度	面積には不算入	
	更衣室	2			
	器具庫	適宜			
プール合計					約 60 m²

●付帯機能

分類	室名	室数	備考	面積計
給食調理場	調理室	1	1,169 食分	
	配膳室	1		
	更衣室	適宜		
	休憩室	適宜		
	倉庫	適宜		
	男子便所、女子便所	2		
	廊下	適宜		
給食調理場合計				約 590 m²
放課後児童クラブ	児童クラブ	4	80 m ² 程度、 静養スペースを含む	
	事務スペース	1	デスク2つと給湯 スペース程度	
	倉庫	1		
	男子便所、女子便所	2	男女別	
	廊下・手洗いスペース	適宜		
放課後児童クラブ合計				約 550 m²
床面積計				約 11,290 m²

■必要諸室一覧表

(2)統合小学校の計画所要室の方針

主な計画所要室は以下の方針にて計画します。

1：教室部門

各教室は以下の方針に加え、学年ごとでまとまった配置とします。

●普通教室

多様な学習形態に対応できる広さや設備を設置するとともに、多目的室部門の各スペースとの連携を通じてチームティーチング、個別学習、グループ学習などに柔軟に対応できるよう計画する。またスライド黒板、電子黒板、大きな展示スペース、タブレット等の収納棚など学校生活に必要な各種設備を設置する。

●特別支援教室

障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保する。また自閉症やADHD等の障がいのある児童が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を設けるとともに、可能な限り低層階に配置する。将来的な児童数の増を見据えた教室数を確保する。

- 少人数教室

習熟度別や課題別等、少人数学習に対応できる、普通教室同様の設備を設置する。また人数に応じて教室の大きさを区分できるように移動間仕切の設置などを検討する。

2：特別教室部門

各特別教室は以下の方針に加え、適切に準備室などを設けます。

- 理科室

実験用机、流し等を備え臭気や煙の発生などの実験を想定した計画とする。

- 音楽室

防音や音響に配慮する。また隣接して楽器庫を設ける。

- 図工室

収納、保管、展示、鑑賞等のための家具等の設置を想定した広さを確保する。室内に流し台を設置する。

- 家庭科室

調理及び被服製作が可能な調理台を備えた計画とする。

- 図書室

児童の様々な学習を支援する学習センター、メディアセンターとして必要な情報を選択・活用できる場所として計画する。また書架の閲覧のしやすさ、目の行き届きやすさに配慮する。

3：多目的機能部門

以下の方針に加え、これからの教育に柔軟に対応できるよう教室や各部門との連携を促すスペースとして計画します。

- ホール(集会機能)、多目的スペース、ラーニングスペース

他の学習空間との役割分担及び機能的に連携できるスペースとして設置する。低学年・高学年等の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じた空間とし、調べ学習、発表会など多様な使い方に対応できる設備とする。

- 生活科教室兼多目的室

生活科の授業ができる広さを確保する。生活科以外にも多目的利用を想定する。

- ギャラリー(展示スペース)

既存小学校の歴史を紹介するスペースとして、共用部と連続した分かりやすい位置に配置する。

●情報コーナー

学校の行事や案内、児童の作品などを展示できる場所として分かりやすい位置に配置する。

4：管理部門

各管理諸室は以下の方針に加え、学校全体を管理しやすいゾーニングにて構成します。

●職員室

事務処理のための机、椅子等の家具や機器、ロッカーなどを配置できる広さを確保する。児童の安全を見守る拠点としてグラウンド及び校内どこにでもアクセスしやすい場所に配置するとともに外来者用玄関や受付との連携に配慮する。

●校長室

応接や、執務の他資料保管用のスペースを設ける。他の関係室と区画するとともに、職員室に近い位置に配置する。

●事務室

来校者の受付機能として昇降口の近くに配置する。

●給湯室

職員室や校長室用の給湯スペースとして設置する。また職員のリラクスペースとして利用できる広さを確保する。

●保健室

屋外運動場から直接出入できる専用の出入口や手洗いスペース、洗濯機、シャワールームを設置する。また児童や保護者のカウンセリング等を行う場所として利用する上でプライバシーに配慮する。

●放送室

各種放送設備を設置できる広さを確保し、教職員・児童の動線に配慮する。

●会議室

70～80人程度収容できる広さを確保し、移動間仕切等を設置し、分割利用が可能な形状とする。

●児童会議室

40人程度収容できる広さを確保する。

●教材室

学年ごとの教材等を保管するスペースとして設置する。

- 相談室
児童や保護者との面談スペースとして配置する。
- 機械室
職員用のサーバやプリンタなどを設置する場所として計画する。
- 校務員室
事務机、修理用や植物の手入に関する工具、備品等を保管できる広さを確保する。
- 職員更衣室
男女別で職員室に可能な限り近い位置に配置する。
- PTA室
外部出入口からの動線に配慮した場所に配置する。

5：共用部門

各所要室に応じて適切に計画するとともに、セキュリティや動線に配慮します。

- 昇降口
5段程度の高さの靴だなが並ぶ広さを確保し、児童がグラウンドに出やすいよう配慮する。また来客用のスペースも確保する。ゾーニングによっては、来客用と児童用を分けて配置することも検討する。
- 男子便所、女子便所、多目的便所
階ごと、平面ゾーニングに応じて適切な器数や個所数を計画する。
- 手洗いスペース
廊下の延長上に、学年ごとなどある程度まとまった単位で設置する。
- EV、廊下、階段、ホールなど
機能的に各所要室をつなぐだけでなく、教室や多目的スペースとの連携、連続性などを考慮した、魅力ある空間づくりを行う。

6：体育館

以下の方針に加え、校舎と体育館の一棟化と別棟化の両面を視野に、配置やゾーニングを検討します。

●屋内運動場

ミニバスケットコート2面を確保できるスペースを確保する。アリーナ前には共用部を兼ねた滞留スペースを設ける。上部にはキャットウォークを設ける。

●ステージ

ステージ上部には美術バトンを2～3程度設置できる奥行を設けるとともに、ステージ下部に椅子を収納できるよう計画する。またステージ両脇からキャットウォークに往来できる階段を設置する。

7：プール

以下の方針に加え、プールの単独設置または、校舎上部への設置を検討します。

●プール

8レーン程度の広さを確保するとともに、児童が滞留できる広さのプールサイドを設置する。授業時のプライバシーに配慮した配置とする。

●更衣室など

1学年分の男女別の広さを確保するとともに、近くにトイレの設置を検討する。またシャワースペースをプール内あるいはプールと隣接させて配置する。

8：給食調理場

校舎と給食室は一棟、別棟どちらでも可とするが、小学校及び鞍手中学校への搬出入の利便性を最大限考慮したゾーニングとします。トラックヤード付きの搬出口を設けるとともに、トラックの車路は児童の生活動線と可能な限り分離したゾーニングとします。自校炊飯を実施することとし、提供数に応じた広さの調理室や検収、洗い場を設けるとともに、職員の更衣室や休憩室等を適宜計画します。また、食育の一環として、児童が調理過程を見学できる構造とします。

9：放課後児童クラブ

保護者の送迎に配慮した配置にするとともに、校舎とは別の専用出入口を設けます。計画に応じて敷地内で別棟、一棟どちらでも可とします。感染症等の感染防止措置もとれる静養スペースを整備します。

(3) 屋外施設の整備方針

グラウンドをはじめとする屋外施設を以下の方針で整備します。

1：屋外運動場

●グラウンド

150mトラックが設置できる広さとして計画する。校舎に隣接した配置にするとともに、学校開放時の利用も想定し、運動器具庫、便所等の付属施設を適宜配置する。また土は保水性と良好な排水性に留意した素材で防草効果のあるものを選定する。

●低学年用広場

職員室から居場所が容易に把握できる場所に設置する。校内で区切られた場所で容易に安全管理が行うことができるよう計画する。広さは想定の内容や計画に応じて検討する。

●遊具

児童の発達段階に応じた安全性のあるものを選定するとともに、運動技能の向上につながるようなものを選定する。職員室や保健室に近い位置に配置する。

2：駐車場などその他外構

●駐車場

職員用、給食関係者用、来客用の駐車スペースとして計画する。配置計画や校舎計画の程度にもよるが、職員用と来客用を区分できるよう配慮する。また児童の生活動線とは分離した配置とする。

●スクールバス一時駐車場

スクールバスが一時的に駐車できるスペースを確保する。また校内で転回できるスペースを確保する。

●駐輪場

授業参観や地域開放等による利用を見据え、必要台数を適宜確保する。

●正門

地域にとって象徴的な役割をはたす場所として意匠面に配慮する。また児童、車両の出入りに配慮した計画とする。

●畑

学びの一環として児童が育てられる畑をグラウンドあるいは校舎近くに設置する。

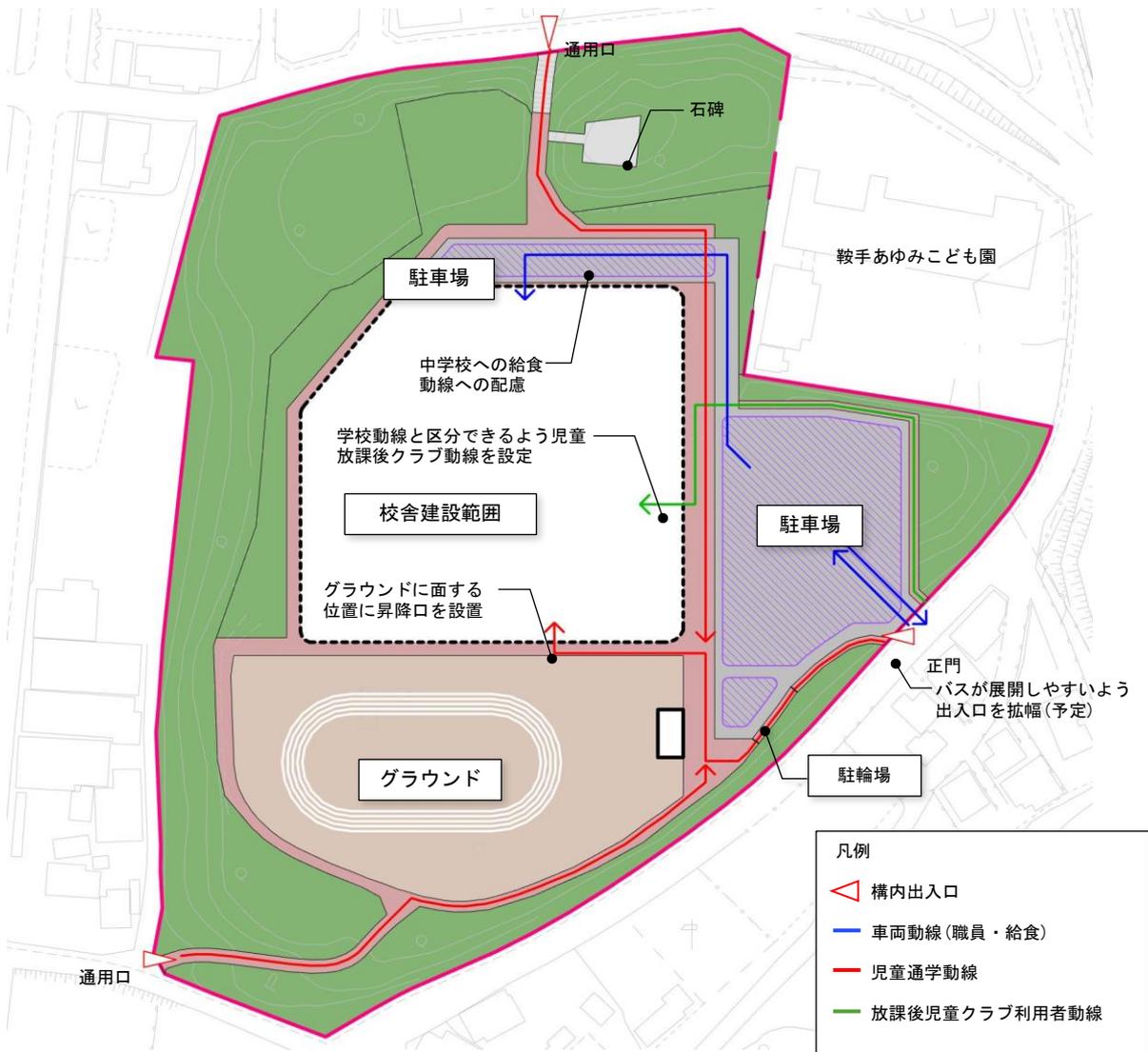
●防球ネット

グラウンド周囲に設置する。

04-03 動線計画と配置計画

(1) 建物配置イメージ

敷地内への出入口、各動線を考慮した配置イメージが下図となります。児童の主要な登下校動線とスクールバス動線は正門からの出入となるため、歩者分離を徹底します。



■ 建物配置イメージ

(2) 道路からの敷地内の出入口の設定

敷地と道路では高低差があり、道路からの既存出入口は3か所設置されています。統合小学校においてもこれら既存出入口を利用するものとし、東側出入口を正門、西北を通学用のスロープや階段として引き続き利用します。

(3)各動線への配慮

敷地内の各動線について以下に整理します。

●児童の登下校と生活動線

登下校動線は車両と動線交錯がないよう留意するとともに、生活動線は安全管理が行き届きやすいよう配慮する。

●教職員の動線

児童の見守りがしやすく、駐車場から出入しやすいよう配慮する。場合によっては専用の出入口を設置する。

●外部利用者の動線

主な学校動線とセキュリティ上区分できるよう配慮する。また外部利用者用の駐車場から出入りしやすいよう計画する。

●スクールバスの動線

敷地内で無理のない転回スペースを設置するとともに、数台駐車可能なスペースを設置する。

●給食車両の動線

児童の生活動線との分離を図るとともに、鞍手中学校への給食搬出がしやすい動線づくりを行う。

●放課後児童クラブ利用者の動線

学校エリアと容易に区分できるとともに、敷地出入口からアクセスしやすいよう配慮する。

04-04 平面及び断面の計画方針

(1) 普通教室(特別支援教室)の構成検討

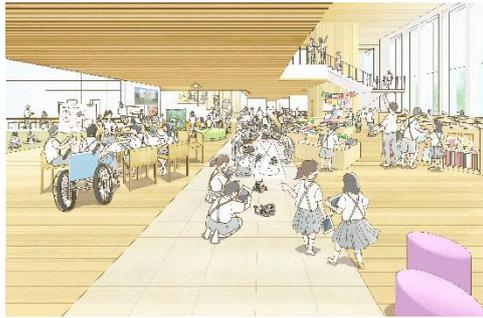
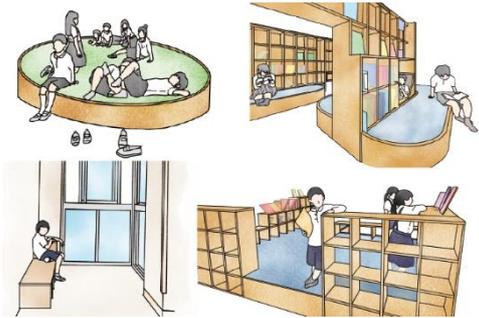
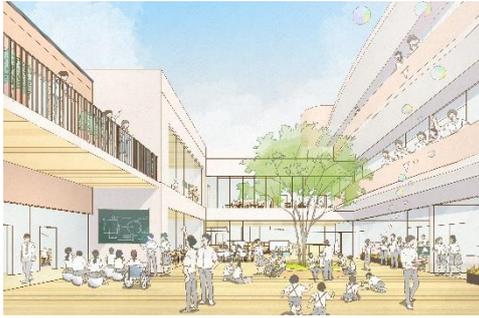
コンセプトの一つである「確かな学力の育成」に向けて校舎の基本となる普通教室の構成を検討します。廊下と連続してオープンスペースを設置し多様な学習形態や教室間の結びつきを強めるなど、教室を超えた学びの空間づくりを目指します。

基本の構成①		基本の構成②	
構成	廊下の片側に教室を並べた配置	構成	廊下の両側に教室を並べた配置
特徴	従来から最も多い配置パターン	特徴	最も面積効率のよい配置パターン
パターン A		パターン B	
構成	向かい合う教室間にオープンスペースを配置	構成	廊下の片側にオープンスペースを配置
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・教室間のつながりが強くなる ・オープンスペースが向かい合う教室専用の場所になりやすい 	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の延長にあるため使い勝手がよい ・利用イメージがないと廊下の延長の空きスペースになりやすい
パターン C		パターン D	
構成	オープンスペースを含んだ廊下の両側に教室を配置	構成	オープンスペースのまわりに教室グループを配置(クラスター型配置)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の延長にスペースがあることで教室間の交流が促進されやすい ・廊下が煩雑になりやすい 	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・教室グループ間の交流が促されやすい ・廊下とある程度区切りをつけることができる

(2)魅力ある学びと生活の環境づくり

これからの学習環境に対応した校舎づくりを行っていく上では、能動的な学びを促す校舎内の魅力づくりが重要となることから、統合小学校においては以下の事例のような整備を行っていきます。

■魅力ある施設整備のイメージ例

<p style="text-align: center;">図書館のメディアセンター化</p> 	<p style="text-align: center;">児童の居場所づくり</p> 
<p>生活動線の中心に図書館を配置し、積極的な調べもの学習や交流を促すメディアセンターとなるよう計画</p>	<p>児童のスケールにあわせた隠れ家スペースづくりなど、校内に児童の様々な居場所を設置</p>
<p style="text-align: center;">階段式のホール</p> 	<p style="text-align: center;">安全に遊べる屋外空間づくり</p> 
<p>児童が発表したり、講師を招いた学習の場となる階段形式のホールを計画</p>	<p>低学年を中心に自由に遊べる校舎で囲われた安全な屋外空間を計画</p>
<p style="text-align: center;">多機能に使える集会スペース</p> 	<p style="text-align: center;">自由に学べる場所づくり</p> 
<p>児童の集会スペースとしてだけでなく、ランチスペースや地域開放の場となるよう計画</p>	<p>校内中心部に調べもの学習やグループ学習が行える、児童が集まるスペースを計画</p>

(3) 地域開放エリアの設定

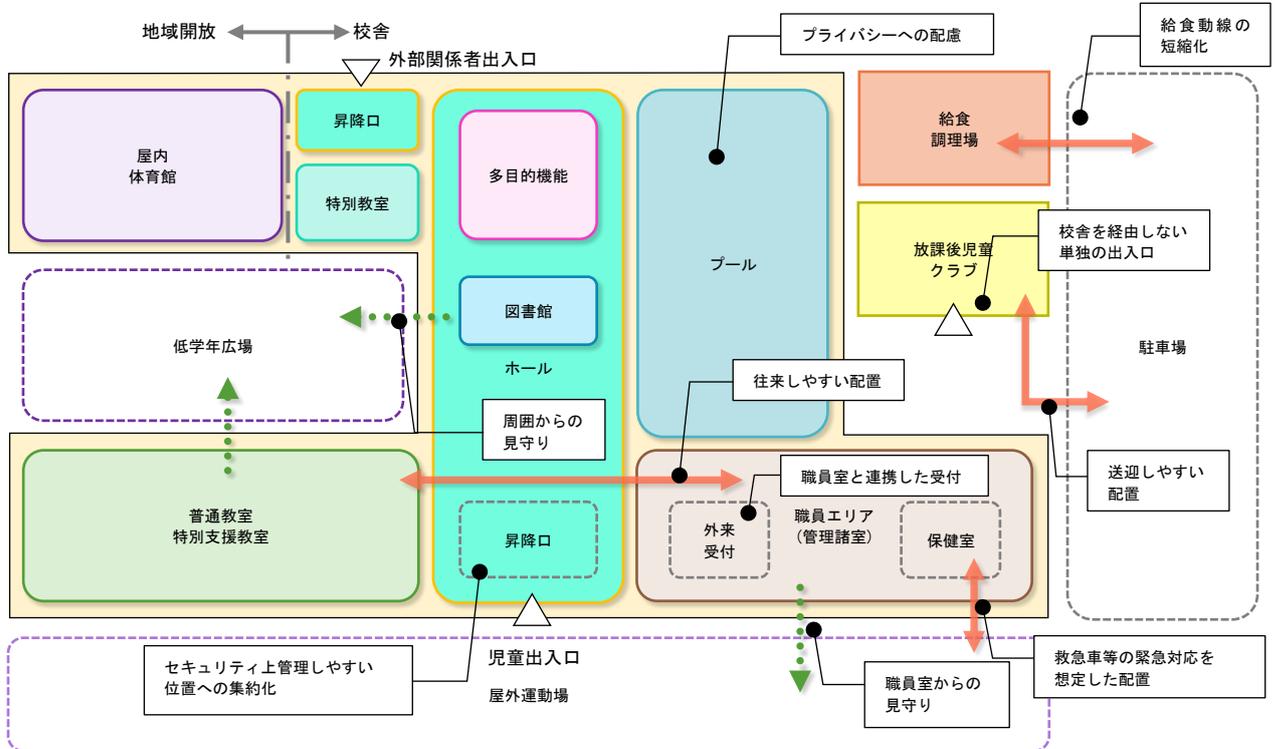
校舎のゾーニングは、学校機能のどこまでを地域開放するかによって、そのかたちが大きく異なります。基本計画では主に「体育館」の地域開放を念頭に置いています。基本設計でも引き続きセキュリティ及びゾーニングを検討していきます。

■ 地域開放の調整例

段階	セキュリティ調整	概要	特徴
A	調整しやすい ↑		開放施設 体育館 特徴 ・夜間、休日などの開放が多い ・地域開放で最も多い形式 検討課題 ・校舎とエリアと体育館を一棟で計画する際は専用の出入口や受付が必要
			開放施設 体育館+プール 特徴 ・稼働率の低いプールの有効活用 ・従前の単独設置のプールでは多かった形式 課題 ・校舎上にプールがある場合は校舎と区分できる専用経路が必要 ・開放時の監視員の設置等安全管理対策が必要
C	↓		開放施設 体育館+プール+多目的機能 特徴 ・会議室や多目的スペースなど集会機能を開放する形式 課題 ・教室や特別教室エリアとのセキュリティ区分の検討が必要
			開放施設 体育館+プール+多目的機能+図書館及び特別教室 特徴 ・教室や管理諸室を除いた学校機能の大半を地域開放する形式 課題 ・機能をほぼ開放するため、最もセキュリティ管理やゾーニングの調整が難しい

(4) 平面ゾーニングの検討

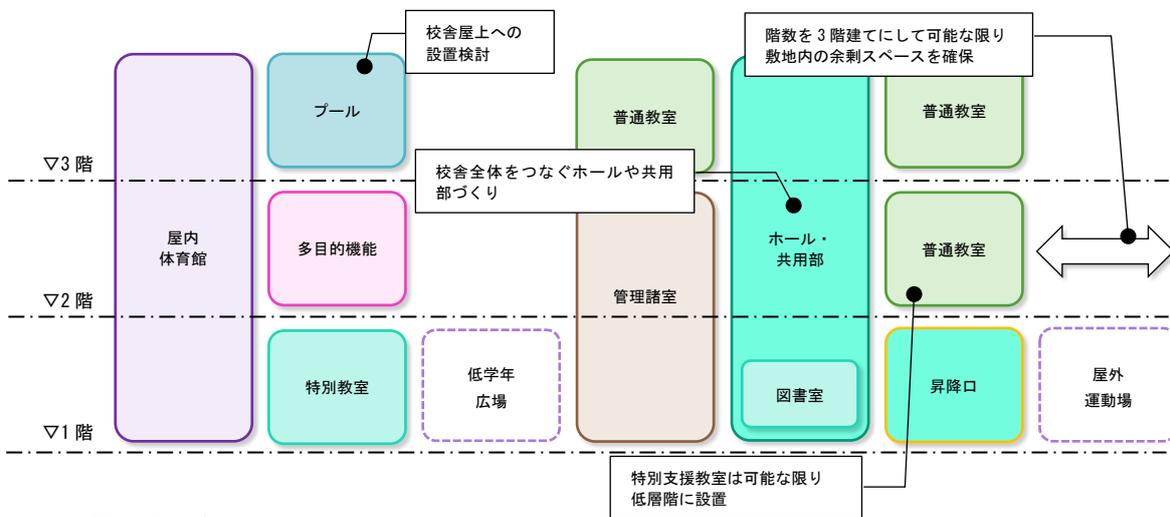
教育委員会で協議した使い方、地域開放の程度などをまとめると以下のゾーニングが基本となります。



■平面ゾーニングイメージ

(5) 断面構成の検討

校舎階数は敷地内のゆとりの確保、既存建物を避けた建物配置を念頭に3階建までを想定します。プールは建物上部に設置することも検討します。



■断面イメージ

04-05 構造計画の方針

(1) 計画の方針

地震等の災害後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう構造上十分安全な計画とします。また多様な学習内容・形態に対応できる柔軟な空間づくりを目指します。

(2) 耐震性能の目標

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年)」では学校施設は「多数の者が利用する施設」として以下の安全性の分類基準となっています。

■耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設 (上記以外のすべての官庁施設)	III類	B類	乙類

耐震安全の分類で目指す目標は以下の指標です。

■耐震安全性の基準

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

統合小学校では上表をもとにした耐震性能を基本とします。

なお学校機能と後述の避難施設機能に準じた耐震性能を適用します。

■統合小学校での耐震安全性の目標

	構造体	建築非構造部材	建築設備
学校機能	II類	B類	乙類
避難施設機能※体育館など		A類	

また性能を確保する上では文部科学省「小学校施設整備指針(令和4年6月)」等にも留意するとともに、維持管理に配慮した構造計画を行います。

04-06 設備計画の方針

(1) 設備計画の基本方針

統合小学校の電気設備及び機械設備計画は以下の方針とします。

- 維持管理への配慮
メンテナンスの容易さ、将来的に容易に改修できる設備スペースや考え方の構築
- ランニングコストの低減
ランニングコストの低減化を図ることのできる高効率機器などの採用
- 環境配慮・省エネルギー
鞍手町のゼロカーボンシティ宣言、エコスクールの考え方のもと「ZEB Ready」を目指した設備計画の構築
- 災害時における継続利用
災害時の「避難所」としての役割を担うことのできるバックアップ体制の構築

(2) 電気設備計画の方針

- 照明・電灯コンセント設備
 - ・LED 照明のシステム制御や人感センサー点滅制御などを通して省エネ化を図る。
 - ・自然採光を積極的に確保する。
- 情報通信設備
 - ・GIGA スクール実現に向けた ICT 環境整備(高速大容量の通信ネットワーク)を行う。
 - ・児童ごとで端末利用することを想定し、充電保管庫の設置への対応、無線 LAN のクラウド型統合管理サービスによる一元化などに対応できるようにする。
- 電話・校内放送・テレビ受信設備
 - ・職員室から校舎内、グラウンド及び屋内運動場へ音声放送可能な放送設備を設ける。
 - ・近隣への影響を考慮し、屋外への校内放送は、校舎内の放送と区別できる仕様とする。
 - ・各諸室等に、内線電話設備を設置する。
 - ・テレビ受信設備や各種イベントに対応できる放送設備を設ける。
- その他設備
 - ・オール電化を基本とした施設計画を行う。
 - ・太陽光発電 + 蓄電池システムの採用を検討する。
 - ・非常用発電機の設置を前提とした避難所計画を行う。

(3) 機械設備計画の方針

●空調設備

- ・ 室ごとの目的に応じた適切な空調設備を選定する。
- ・ 室ごとで個別運転や管理が容易な設備システムを構築する。
- ・ 地域開放エリアとの兼ね合いなど、管理運営のゾーニングに配慮した空調ゾーニングを計画する。

●換気設備

- ・ 室ごとの目的に応じた適切な換気設備を選定する。
- ・ 普通教室、屋内運動場には積極的に自然換気設備を設置し高温多湿対策を講じる。

●給排水設備

- ・ 給水方式は計画規模、階数に応じた方式を採用する。(高置水槽方式、直圧式等)
- ・ 節水型器具を積極的に採用する。
- ・ 局所給湯方式の設備を設ける。
- ・ 雨水排水の中水利用等を念頭に置いた設備計画を行う。

(4) セキュリティ計画の方針

敷地内の防犯能力を高める上で、以下の設備の設置を基本とします。

●防犯カメラ

- ・ 正門1か所、通用口2か所、校舎正面玄関(昇降口など)付近に4か所程度設置する。
- ・ モニタを職員室に設置して管理する。

●門扉など

- ・ 正門、通用口など敷地出入口に施錠可能な門扉や扉などを設置する。

04-07 環境配慮計画の方針

(1) 鞍手町のゼロカーボンシティ宣言

鞍手町では、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいます。令和2年9月から着手している鞍手町新庁舎においても「Nealy ZEB」取得を目指した計画を行っています。

(2) 統合小学校での環境配慮方針

統合小学校では上記宣言や環境教育といった観点から「ZEB Ready」以上の取得を目指した計画とします。

(3) 校舎の木造化と木材の利用

文科省にて「木の学校づくり」（平成28年）が示されるなど、全国的に校舎の木造化が行われています。統合小学校においても木造を推奨するものとしませんが、基本設計にて各種法規制やコストなどの指標をもとに木造とRC造等との詳細な比較を行った上で、採用を決定します。また木質化については積極的に行います。

■ 木造化の特徴と各性能における課題

項目	内容	備考
環境づくり	子どもたちが一日の大半を過ごす校舎の環境づくりにおいてぬくもりが感じられる木を用いることにはメリットがある。	
構造計画	比較的柱スパンが短くなるため、無理なく合理的な構造計画が必要になる。	集成材、製材利用の綿密な計画が必要
耐火性	今回の統合小学校の規模で適切に耐火性能を確保することができるか、法規制の整理等が必要	階数(3階建以下)によって大きく方針に違いが発生
耐久性	雨掛かりになる部分、地面に近い部分は干割れ・腐朽・蟻(ぎ)害等が発生しやすいため、そのような場所を避けた木材利用が望ましい。	木材を常に乾燥した状態に保つ詳細の検討やメンテナンス性に配慮した工夫が必要
耐衝撃性	乾式工法で2階以上の床を計画する場合は衝撃音や歩行音への対策が必要になる。	ALCにて床を構成するなどの対策が必要
機密性	RC造と比較して機密性が低くなりやすいため、適切な断熱及び機密対策が必要	
環境負荷	木材に炭素を定着させることができるため、CO2削減効果が期待できる。	
事業スケジュール	樹木の伐採から加工期間までを見込むと企画から竣工までで3~4年の期間が必要	木材の利用量に応じて流通事情等を事前に把握した上での検討が必要

04-08 防災計画の方針

(1) 鞍手町内の避難所など

現在の剣南小学校敷地は「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に該当します。また防災行政用無線拡声子局にもなっています。統合小学校においてもこの位置づけを引き継ぐものとし、災害発生後に継続稼働できる施設づくりを行います。

■周辺の避難場所、避難所一覧

施設名	所在地	指定緊急避難場所	指定避難所	災害種別ごとの適否				
				地震	洪水	土砂災害	大火事	
中央公民館	鞍手町大字小牧 2105	○	○	○	○	○	○	
町立武道館	鞍手町大字小牧 2105	○	○	○	○	○	○	
町立体育館	鞍手町大字小牧 2104-1	○	○	○	○	○	○	
町民グラウンド	鞍手町大字小牧 2226	○		○	○	○	○	
剣南小学校	校舎	○	○	○	○	○	○	
	グラウンド							○
	体育館							
鞍手中学校	校舎	○	○	○	○	○	○	
	グラウンド							○
	体育館							

(2) 統合小学校での役割

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」(文部科学省)で定義されている、災害発生時から学校機能再開時まで4つの期間に応じた計画を行います。

■学校機能再開までのプロセスと統合小学校の避難所としての役割

社会的状況	応急避難場所・学校機能	必要な施設整備	統合小学校で考えられる役割の一例
①救命避難期 (発生直後～避難)	・地域住民の学校への避難 ・児童の安全確保	・避難経路 ・バリアフリー	・応急避難場所とその他のエリアの明確なゾーニング ・段差の少ない設計 ・天井からの落下物の危険のない設計
②生命確保期 (避難直後～数日程度)	・応急避難場所の開設と管理運営 ・子どもたちや保護者の安否確認	・備蓄倉庫 ・トイレ ・情報通信設備 ・太陽光発電設備 ・プールの浄化装置	・グラウンドにかまどベンチの設置 ・太陽光発電パネルや非常用発電機などのバックアップ体制の構築 ・雨水貯留設備の設置
③生命確保期 (発災数日後～数週間程度)	・自治組織の立ち上げ及びボランティア活動 ・学校機能再開の準備	・ガス設備 ・和室 ・更衣室 ・保健室	・保健室の応急処置スペースへの転用 ・ホールの災害情報スペースへの転用 ・体育館の避難場所設営への対応
④学校機能再開期 (発災数週間後～数カ月程度)	・学校機能との同居(避難場所機能の解消) ・学校機能の再開	・学校機能と応急避難場所機能の共存を考慮した施設整備	・避難場所と校舎エリアが区分できるゾーニング ・インフラ設備の多重化

04-09 工事計画

(1) 建替の方針

統合小学校建設にあたっては、既存の剣南小学校の利用エリアと工事エリアを明確に区分し、十分に安全面に配慮した上で行うことになります。



■ 建替にあたる方針

(2) 近隣施設及び地域住民への配慮

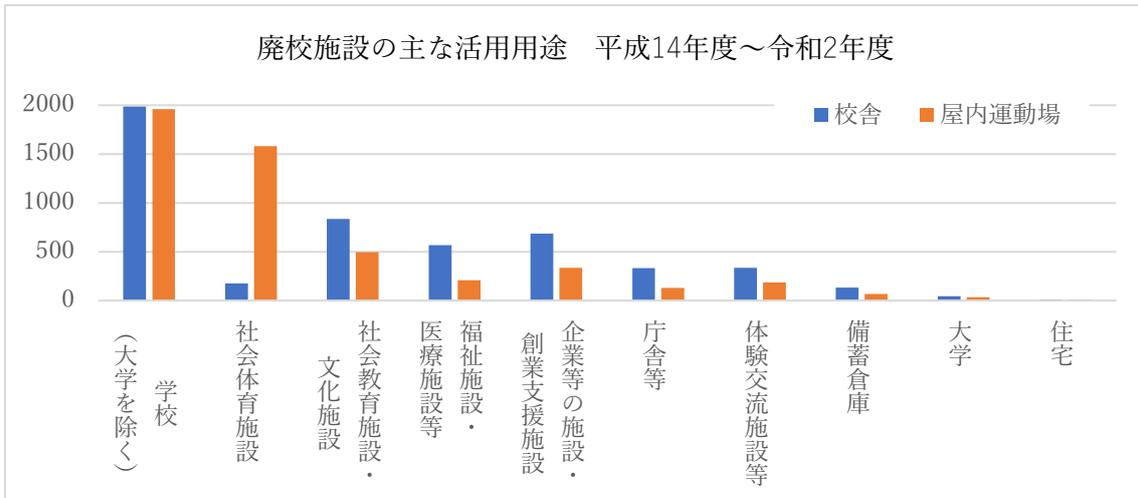
当該敷地は、鞍手あゆみこども園や裏田団地などの住宅地に隣接しています。工事計画の策定にあたっては、近隣施設の運営状況を踏まえ、工種や施工時間帯等を検討し、建設工事による騒音や振動等により、近隣施設及び地域住民へ与える影響が最小限となるよう配慮します。

04-10 廃校跡地活用検討

(1) 廃校施設活用の全国的な傾向

統合により5つの小学校が廃校となることから、先進事例を踏まえ今後の活用方針を検討していく必要があります。全国的な傾向を見ると、屋内運動場（体育館）が地域の運動施設（社会体育施設）として活用されている件数が多く見られます。校舎と屋内運動場は地域コミュニティ、福祉、企業、観光といった幅広い用途にも活用されています。

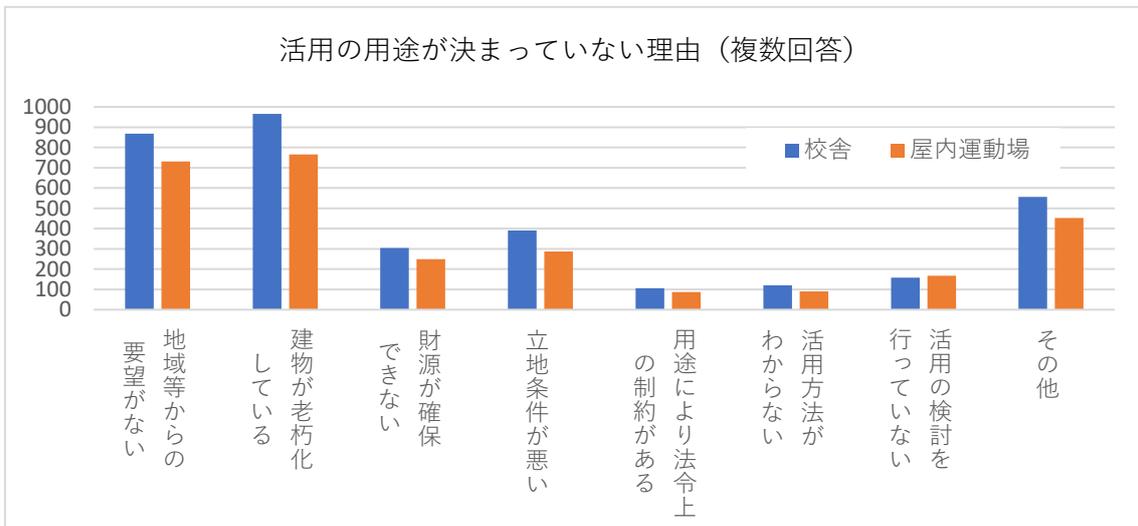
■ 廃校跡地の活用方法の分類（文科省「令和3年度公立小中学校等における廃校施設及び余裕教室の活用状況について」）



(2) 未活用廃校施設の全国的な傾向

現存する廃校施設のうち、約75%が様々な用途に活用されている一方で、約25%は活用されていませんが、活用の用途が決まっていない理由は様々であり、明確な解決策があるわけではありません。

■ 未活用廃校施設の理由（文科省「令和3年度公立小中学校等における廃校施設及び余裕教室の活用状況について」）



(3) 廃校施設活用の推進策

跡地の活用は、活用主体（住民、事業者など）と活用形態に応じて、大きく3つのパターンに分類できます。

■活用パターンの分類

分類	外部参入による 事業利活用型	住民による 地域コミュニティ利活用型	事業者と住民による 生活サービス拠点形成型
概要	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者などに土地・建物を貸与するなどして、民間が事業運営を行う。 <例> <ul style="list-style-type: none"> イベント会場 食品加工などの工場 道の駅などの観光施設 宅地開発（土地活用） 	<ul style="list-style-type: none"> 廃校施設を運動施設や地域コミュニティ施設などとして、地域住民が利活用する。 <例> <ul style="list-style-type: none"> サークル活動の場 統合型地域スポーツクラブの拠点 地域サロン 	<ul style="list-style-type: none"> 旧小学校区単位で、様々な生活サービスや地域活動などを合わせ技でつなぎ、生活を支える新しい地域運営の仕組みを構築する。 <例> <ul style="list-style-type: none"> 「小さな拠点」：内閣府が推進する事業。移動販売などの買物支援や各種福祉、交通サービスなどを小学校単位で構築。
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 税収の増加 雇用の創出 賑わい創出 	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸 地域コミュニティの醸成 災害時の避難場所 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の持続可能性の確保
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 法律上の課題や制約により、事業用途の条件に合致しないこともある。 事業用途によっては、近隣住民に負担がかかるため、理解が得られないこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理費の確保（従来は学校施設管理費の予算）。 利用用途・人数に対して土地・建物が過大となる。 地域コミュニティ施設の利用実態は全国的に低迷している。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者と事業者の双方の状況や要望の把握。 事業成立や円滑な運営に向けて、多様な関係者の参画と合意形成が必要となる。

実際の廃校活用にあたっては、公有財産に関する行政方針を受けて、大きく分けて5つの段階が必要であり、複数年度にわたり検討・準備していく必要があります。

■活用に至る段階

学校					活用
STEP0 行政方針検討	STEP1 活用方法検討	STEP2 情報発信	STEP3 提案内容検討	STEP4 活用決定	STEP5 財産処分
<ul style="list-style-type: none"> 公有財産としての利活用方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会発足 関係者意向や施設状態の調査 廃校施設単位の基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 利活用のイメージや条件の提示 運営者や事業者の募集 	<ul style="list-style-type: none"> 選定委員会発足 希望者の提案を受けて、提案内容の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 事業契約手続き 事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続き 改修工事（状況による） 運営開始
<small>※廃校と同時に新たな利活用を実現する場合は、学校として機能している時期から各種検討を進める必要があるが、廃校後に検討を本格化するケースもある。</small>					

第5章 事業予算・事業工程

05-01 事業予算

統合小学校の建設にあたり、必要となる概算費用は67.9億円(税込)を想定します。なお建設に係る造成工事や解体時のアスベスト除去費用については、基本設計中に精査するものとし、上記金額には含みません。

財源については、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金及び過疎対策事業債を主としますが、今後も国庫補助の対象要件等に関する調査・研究を継続して行い、できる限り実質的な負担額を抑制していくこととします。

単位：千円

区分	概算事業費	財源内訳	
		補助金・ 交付税算入分	実質的な負担分
調査・設計関係	567,603	395,038	172,565
調査費（基本計画、発注者支援等）	90,365	41,726	48,639
設計費（基本・実施設計・工事監理等）	477,238	353,312	123,926
工事費	5,899,850	3,881,626	2,018,224
造成工事費			
解体工事費	162,800	0	162,800
建築費（校舎エリア）	4,050,090	2,970,305	1,079,785
建築費（体育館エリア）	466,730	345,113	121,617
建築費（プールエリア）	165,000	115,500	49,500
建築費（給食調理場エリア）	350,020	290,441	59,579
建築費（放課後児童クラブエリア）	261,030	77,492	183,538
外構工事費	444,180	82,775	361,405
関連費用	325,280	52,920	272,360
スクールバス	84,000	52,920	31,080
ICT関連備品	109,494	0	109,494
その他備品・引っ越し	131,786	0	131,786
合計	6,792,732	4,329,584	2,463,148
	構成割合	63.7%	36.3%

05-02 事業手法の検討

整備手法として代表的な以下3手法を比較します。

■事業方式の比較

		①従来方式	②DB方式	③PFI方式(BTO)
概要		基本設計、実施設計、 施工、維持管理を個別に 発注する方式	設計と施工を一括発注 する方式	民間事業者(SPC)が調達する 資金のもと設計、施工、 維持管理を一括して発注 する方式
発 注 区 分	基本設計	単独発注	一括発注 ※基本設計のみ別途発注の 方式もあり	一括発注 (長期)
	実施設計			
	施工	単独発注	単独発注	
	維持管理・運営	単独発注	単独発注	
資金調達		町	町	民間資金
発注形態		仕様発注	性能発注	性能発注
コスト縮減の期待度 (従来との比較)		—	施工のノウハウを 活かしたコスト縮減が 期待できる	施工に加え維持管理を見据 えたコスト縮減が期待 できる
工期など		<ul style="list-style-type: none"> 一般的な設計・施工期間 で実施可能 工事入札時の不調が発生 する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 発注支援業務、実施設計 監修業務等が必要 工期短縮がある程度可能 	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始前のPFI導入 可能性調査や事業者選定 支援業務等が必要 工期短縮がある程度可能

本事業では、現状の小学校が抱える複式学級等の課題解決のため、統合小学校への速やかな移行が求められます。また設計段階において、建築基準法48条及び55条許可申請手続きへの対応として継続的な協議及び調整が必要となります。

DB方式は発注支援及び監修業務等が発生するため、従来方式と比較して事業期間が長くなる可能性がある上、業務の連続性に課題があります。

またPFI方式も導入可能性調査及び事業者選定に期間を要するため、従来方式と比較して事業期間が長くなる可能性が高いです。

以上より、本事業は従来方式が最も適切と判断されます。

05-03 事業工程

開校を令和10年4月として、設計及び工事期間を以下のように想定しています。

■ 想定の実業スケジュール

		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
手続き		発注準備		発注準備			
設計	基本設計					開校→	
	実施設計						← 工事完了
工事	造成工事						
	解体工事			ブール先行解体		既存校舎解体	
	新築工事				校舎建設		外構工事
準備等						移転準備	移転準備

05-04 基本設計に向けた課題点の整理

今後の事業における課題事項を以下に整理します。

項目	内容	方針
敷地形状の把握	剣南小学校敷地周辺は区画整理等が何度か行われているが、現時点で詳細な測量資料がない状態となっている。	次年度以降に速やかに敷地測量を行い形状等を把握する。
高さ制限の緩和	当該敷地は第二種低層住居専用地域より、建物高さ10mまでとなっている。	計画にもよるが、10mを超える場合は建基法55条3項許可申請を行う予定 ※概略のみ担当課と協議済
給食調理場建設の許可	給食調理場を親子方式で運用する場合、用途上「工場」にあたるため、当該敷地では建設できない。	基本設計中に建築基準法48条ただし書き許可を受ける予定 ※概略のみ担当課と協議済
工事中の安全管理	工事中における剣南小学校児童の安全性の確保、工事時期の調整など。	設計中に建替計画及び詳細な工事工程の立案

参考資料

1. 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会 開催状況

(1) 令和3年度開催状況

回数	開催日	開催場所	主な議題
第1回 委員会	令和3年 8月26日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会について ・鞍手町の小学校の現状と将来推計
第2回 委員会	令和3年 10月7日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会での協議予定 ・学校規模が学校運営に与える影響 ・鞍手南北中学校の統合後について ・近隣他団体小学校統合等の状況について
第3回 委員会	令和3年 11月4日	室木小学校 鞍手中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・室木小学校 現地視察 ・鞍手中学校 現地視察
第4回 委員会	令和3年 12月9日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・町内小中学校の登校風景・授業等の様子 ・小学校の統合について
第5回 委員会	令和3年 12月23日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への第1次提言書（案）の確認 ・教育委員会への第1次提言 ・統合の形態について
第6回 委員会	令和4年 2月10日	WEB 開催	<ul style="list-style-type: none"> ・統合の形態について
	令和4年 2月16日	鞍手町中央公民館 教育長室	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への第2次提言
第7回 委員会	令和4年 3月28日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会における審議について ・総合教育会議での協議及び議会への報告 ・令和4年度検討委員会について

(2) 令和4年度開催状況

回数	開催日	開催場所	主な議題
第1回 委員会	令和4年 7月27日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会での協議予定 ・ 統合小学校の建設候補地 ・ 統合前の小学校の歴史や伝統の継承
	令和4年 8月23日	宮若市立 光陵小学校視察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光陵小学校 現地視察
第2回 委員会	令和4年 9月1日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい時代の学びの姿の紹介 ・ 最新の教育環境事例紹介 ・ 統合小学校の建設候補地
第3回 委員会	令和4年 9月29日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合前の小学校の歴史や伝統の継承 ・ 統合小学校の目指す方向性 ・ 統合小学校における児童の通学法 ・ 統合小学校の建設候補地
第4回 委員会	令和4年 11月15日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合小学校の建設候補地 ・ 統合前の小学校の歴史や伝統の継承 ・ 統合小学校の目指す方向性
第5回 委員会	令和4年 11月24日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合小学校の建設候補地 ・ 統合前の交流事業
第6回 委員会	令和4年 12月15日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合小学校のコンセプト・必要諸室リスト ・ 教育委員会への第3次提言（案）の確認
	令和4年 12月16日	鞍手町中央公民館 教育長室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会への第3次提言
第7回 委員会	令和5年 1月26日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合小学校のコンセプト ・ 必要諸室・配置計画
第8回 委員会	令和5年 2月16日	鞍手町総合福祉センター 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合小学校の建設地に関する報告など

(3) 令和5年度開催状況

回数	開催日	開催場所	主な議題
第1回 委員会	令和5年 5月26日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合基本計画策定に関する今後の予定 ・ 統合基本計画（案）
第2回 委員会	令和5年 6月15日	鞍手町中央公民館 第1研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 検討委員会後の町長への報告結果 ・ パブリック・コメントの実施結果 ・ 教育委員会への最終提言（案）の確認 ・ 教育委員会への最終提言

2. 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から教育委員会への提言書

(1) 第1次提言書

令和3年12月23日

鞍手町教育委員会
教育長 外園 哲也 殿

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会
会 長

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から
鞍手町教育委員会への第1次提言

鞍手町の実情に応じた最適な教育環境を検討・協議した結果について、下記のとおり提言します。

記

子どもたちの最適な教育環境を考えると、6小学校の全てを存続するのではなく、何らかの形で統合すべきです。

統合を進める上では、子どもたちが統合後の学校にスムーズに適応できるよう、また、施設面においても安全で子どもたちが安心して使える校舎となり、通学に関する安全面も確保されるよう必要な手立てを講じてください。加えて、統合前の小学校の歴史や伝統などが統合後の小学校へ可能な限り継承されるよう努めてください。

統合後の小学校の校数や場所等の統合の形態については、今後、本委員会での検討・協議を継続し、第2次として提言します。

(2)第2次提言書

令和4年2月16日

鞍手町教育委員会
教育長 外園 哲也 殿

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会
会 長

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から
鞍手町教育委員会への第2次提言

何らかの形で統合すべきとした第1次提言に続き、統合の形態について検討・協議した結果を、下記のとおり提言します。

記

統合後の小学校の校数については、1校への統合と、標準規模と小規模の2校への統合の、2つの案について比較検討を行いました。

その結果、当町の小学校児童数の現状と、我が国全体が人口減少社会へと突入し今後小学校児童数の増加は考えにくいことから、教員を手厚く配置することで、きめ細やかな指導体制と障がいのある無しに関わらず、多くの友人たちと共に学べる環境を併せ持つ1校への統合との結論に至りました。

なお、統合校の校舎は新設することとし、リモートなどの新しい技術を取り入れることにより、多様な個性を持つ子どもたちへの様々な配慮が可能となるよう検討してください。

(3)第3次提言書

令和4年12月16日

鞍手町教育委員会
教育長 外園 哲也 殿

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会
会 長

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から
鞍手町教育委員会への第3次提言

貴教育委員会がまとめた1校への統合との方針に対し、統合小学校の建設地に関して、検討・協議した結果について、下記のとおり提言します。

記

統合小学校の建設地については、統合小の規模に応じた校舎・体育館・グラウンド等が整備可能な広さを有する町有地であって、児童の通学面と鞍手町のまちづくりの方向性を踏まえ、鞍手町立地適正化計画における居住誘導区域内にある、鞍手中学校敷地、剣南小学校敷地、旧鞍手北中学校敷地の3箇所を候補地として検討・協議しました。

3候補地ともに一長一短があり、当検討委員会においても意見が分かれていましたが、各委員の評価を集計した結果、剣南小学校敷地が最も高い評価となりました。

統合小学校の建設地は、当検討委員会からの提言も含む、町当局との協議に基づくまちづくりの方針、鞍手中学校との関係等、小学校に纏わる様々な要素を踏まえ、鞍手町が目指す子どもを育むための最良の地を、貴教育委員会の権限と責任において決定してください。

なお、当検討委員会が出された各候補地に対する評価や統合小学校を整備するにあたっての留意点については、別紙「附帯意見」として提出しますので、建設地の決定及び今後の基本計画策定にあたり、配慮いただきますようお願いいたします。

附 帯 意 見

- 1 いずれの候補地が選ばれたとしても、統合小学校整備工事期間中の児童、生徒、地域の方の安全確保のため、また、既存の施設を利用する児童、生徒の教育活動に影響の無いよう、万全の対策をおこなってください。
- 2 学校は子どもが育つ学び舎です。子どもたちはもちろん、そこに働く教職員や学校に訪れることになる保護者や地域の方にとっても安全で安心、利便性の高いものになるよう、人や車の動線、出入口の整備等を十分に検討して計画してください。
- 3 統合小学校へは、徒歩又はスクールバスによる児童のみでの通学が基本になると思います。しかし、様々な理由により保護者の自家用車による送迎が必要な場面は、考えているよりも多く、児童の安全確保と地域住民への悪影響を回避するため、自家用車での送迎に対する対策を十分に検討してください。
- 4 小学校統合は、小規模校のデメリットを解消し教育環境を向上することが主要な目的です。既に複式学級を編成している学校がある現状を踏まえ、速やかに統合小学校を整備、開校できる点も考慮に入れ、建設地の決定と今後の取組を進めてください。

(4)最終提言書

令和5年6月15日

鞍手町教育委員会
教育長 外園 哲也 殿

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会
会 長

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会から鞍手町教育委員会への最終提言

鞍手町立小学校統合基本計画（案）及び今後の小学校統合に向けての取組に対し、
下記のとおり提言します。

記

鞍手町立小学校統合基本計画（案）については、当検討委員会からのこれまでの提言を踏まえ、貴教育委員会において十分に検討された上で策定されており、妥当な内容であると考えます。

小規模校の子どもたちへの影響、複式学級のある学校の教職員の負担や保護者の不安、老朽化した校舎で学校生活を送っている子どもたちのことを考えると、統合小学校の開校は1日も早く、というのが当検討委員会の願いです。

令和10年4月とされている統合小学校の開校予定が遅れることの無いよう、教育委員会と町長がしっかりと足並みをそろえ、子どもたちのために最善を尽くしてください。

また、統合前の小学校で学校生活を送り、統合小学校へ通うことなく卒業を迎える子どもたちのためにも、教育環境の水準がハード・ソフトの両面で、現時点を維持もしくは向上するように努めてください。

3. 教育委員会から町長への報告

(1) 【令和3年度報告】今後の町立小学校の統合に向けたあり方について（報告）

3 鞍教環第 15 号
令和 4 年 2 月 25 日

鞍手町長 岡崎 邦博 殿

鞍手町教育委員会
教育長 外園 哲也

今後の町立小学校の統合に向けたあり方について（報告）

令和2年度第1回総合教育会議において検討課題とされた小学校の統合に向けたあり方について、附属機関として設置した鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会の提言書を踏まえ、以下のとおり方針を定めましたので報告します。

記

教育委員会としては、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会からいただいた提言を最大限尊重し、現状の6小学校を1校に統合する方針とします。

ただし、1校に統合することで学校規模が大きくなることから、発達障がい等の児童を含む大きな集団に溶け込むことが難しい児童に配慮するため、教員配置等のソフト面、GIGA スクール構想の実現を含む校舎・設備等のハード面を充実させることに加えて、人間関係に困っている児童やそもそも学校という枠組みに属することが難しい児童への対応として、適応指導教室の機能をさらに充実させた仕組みの導入を併せて検討していきます。

(2) 【令和4年度報告】今後の町立小学校の統合に向けたあり方について（報告）

4 鞍教環第 23 号
令和 5 年 3 月 17 日

鞍手町長 岡崎 邦博 様

鞍手町教育委員会
教育長 外園 哲也

統合小学校の建設地について（報告）

令和 4 年 2 月 25 日付「今後の町立小学校の統合に向けたあり方について（報告）」に基づき、現状の 6 小学校を 1 校に統合することとした鞍手町立小学校（以下「統合小学校」とします。）の建設地について、以下のとおり決定しましたので報告します。

記

統合小学校は、これからの鞍手町を担う子どもたちの唯一の小学校であり、今後のまちづくりの方向性にも大きな影響を与えるものであることから、その建設地の決定は、教育委員会の最重要課題と考え慎重な協議を行いました。

現在の 6 小学校の状況に目を向けると、既に複式学級を編成せざるを得ない小学校があり学校運営上の課題が顕在化するなど、小学校の統合は一刻の猶予も許されない状況にあります。そのため、建設候補地としては、統合小学校の規模に応じた校舎・体育館・グラウンド等が整備可能な広さを有し、速やかに造成等の着手が可能となる町有地であることを要件に、鞍手中学校敷地、剣南小学校敷地、旧鞍手北中学校敷地の 3 箇所として、検討を進めました。

3 候補地ともに一長一短があり、何に重きを置くかによっては、いずれの候補地にも統合小学校の建設地として相応しい要素を備えています。教育行政を所管する教育委員会としては、これからの時代に求められる学校教育を実現し、鞍手町を担う子どもたちを安全に育むことを最優先とし、第 5 次鞍手町総合計画後期基本計画及び鞍手町教育大綱に示された町の方針、附属機関である鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会からの提言を踏まえて検討しました。

その結果、少なくともこの先 50 年、次世代の子どもたちまでが通うことになる統合小学校の建設地として、最も多くメリットを有し、最もデメリットが少ないと考えられる剣南小学校敷地とすることに決定しました。

これから、統合小学校を整備していくにあたっては、剣南小学校に児童を登校させた上で工事を施工する必要があることから、工事及び工事車両等に対する安全確保と工事期間中の剣南小学校児童の教育活動の確保に万全の対策をとった上で、子どもたちが「あの小学校へ通いたい」と思えるような小学校を整備するとともに、スクールバスの運行方法を含めて保護者の方が安心して子どもたちを通わせることが出来る取組を可及的速やかな開校に向けて進めていきます。

なお、教育委員会における各建設候補地に対する意見と剣南小学校敷地を建設地とした理由及び鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会からの第 3 次提言については、別紙により併せて報告いたします。

統合小学校建設候補地に対する意見 及び 建設地決定の理由

1.各候補地に対する意見

(1) 鞍手中学校

小中連携という点においては最もメリットが大きい。また、スクールバスの運行面においては、中学校と同じルートを運行することとなり、バス停を共有出来るなどメリットがある。

その反面として、町内全児童・生徒が通うことになり、徒歩、自転車、スクールバス、自家用車による登下校に関する安全確保に対する課題が大きい。また、現中学校の機能を維持した上で小学校を建設するには校舎が5階建てとなるなど、敷地面積が狭い。

(2) 剣南小学校

小中連携という点においては、鞍手中学校やと隣接しておりメリットがある。また保幼小の連携という点でも幼保連携型認定こども園と隣接していることでメリットがある。

通学面に関しては、剣南小学校・鞍手中学校に対する歩道等の整備が既になされている。また、スクールバスの運行面においても、中学校と小学校がほぼ同じルートを運行することとなり、バス停を共有出来るなどメリットがある。

敷地面積については、旧鞍手北中学校には及ばないが、現在の1学級35人やICTの導入など、余裕をもった学校施設の規格になったことを踏まえても、700人規模の児童数であれば十分な面積がある。

課題としては、剣南小学校に児童を登校させた上で建設工事を施工する必要がある点であり、工事・工事車両に対する安全確保と工事期間中の剣南小児童の教育活動の確保である。

(3) 旧鞍手北中学校

敷地面積の点で最も余裕があり、現在学校として使用されていないため、工事期間中の児童の安全確保にも気を配る必要がないというメリットがある。

小中連携という点においては鞍手中学校と最も距離があり、公共機関・民間の店舗等の社会との接点という点でも、スクールバスが必要になるケースが多く、課題が大きい。

通学面に関しては、古月・新延小校区からの歩道が整備されておらず、県道を含む歩道の新設のための大規模な工事が必要になる。この点についてはスクールバスを運行すれば回避できるが、スクールバスの運行（徒歩通学）範囲の設定において、保護者の理解を得られるのか課題が残る。また、徒歩通学圏内となることが想定される剣北小校区においても、町道役場・猪倉線及び中山線においても、歩道が設置されている箇所はあるものの幅が狭く、

安全が確保出来ているとは言いがたい。

また、炭坑があった場所で坑道が通っており、現在も坑道部分が崩落した穴がある。坑道に対する安全対策にいかほどの費用が必要になるか、現時点では不透明な部分が多い。

2.建設地決定の理由

旧鞍手北中学校敷地は、小学校の建設地としてみると、敷地面積の点で最も余裕があり設計の自由度も高く、広い敷地を有効活用すれば、スクールバスの受入や保護者の自家用車による送迎対応を含む様々な対策が可能であり、また、現在学校として使用されていないため、工事期間中の児童の安全確保にも気を配る必要がないという利点がある。

しかしながら、こうした利点を享受するためには、旧中学校ではあるもの、小学校としては全く新しい場所に整備することになることから、新たに通学路となる道路の整備を始め、現在も剣北小学校の通学路として課題を抱えている町道役場・猪倉線や中山線を改修するなど、統合小学校としての通学路の安全確保のためには、旧鞍手北中学校敷地周辺全体の抜本的な整備が必要になる。

また、旧鞍手北中学校敷地の最大の懸念点は坑道対策が必要なことにある。当該地には鉾害賠償登録がされており、坑道対策に係る費用は鞍手町の単独費となる上、その費用や対策に要する期間も不透明な部分が多い。児童の安全確保は基本であり、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会からの意見にも示されている通り、「坑道がある」というそのこと自体に保護者としては不安を感じる。小中連携の観点からも鞍手中学校との距離があるなど、旧鞍手北中学校敷地を建設地とするには課題が多い。

鞍手中学校敷地は、小中連携やスクールバスの運行など、ハードとソフトの両面で鞍手中学校と連携することにより、様々な面で効率的な運用を行うことが見込まれる。

その反面として、町内の全児童・生徒が同じ場所に登下校することから、登下校に対する安全確保に課題がある。

令和4年5月時点の鞍手中学校生徒数は395人であり、特に朝の登校時間帯については、徒歩、自転車、スクールバス、保護者の自家用車による送迎と、かなり混雑している状況にある。生徒、教職員、保護者の方、地域の方の理解と協力により、開校以降大きな事故は発生していないが、これに統合小学校児童700人が加わり1,100人と約3倍の規模にふくれあがることを考えると、安全確保に対する不安は大きい。

また、現在中学校として使用していない部分の敷地面積は3候補地の中で最も狭く、少なくともグラウンドは中学校と共用する必要があり、校舎も5階建てと高層化する。

メリットと表裏一体となるが、中学生を怖いと思う小学生の心理面への負担や、小学生の遊び場としての運動場と中学生の部活動の場として運動場の調整など、学校運営に関する課題も生じる。

剣南小学校敷地は、前述の2候補地の利点を効率よく備えている。鞍手中学校とは道路を一本挟んで隣接しており、鞍手中学校の機能を完全に確保した上で小学校を整備でき、小中連携にも取り組みやすい。また、敷地面積においても旧鞍手北中学校敷地には及ばないものの十分な広さを有している。

通学面に目を向けても、スクールバスの運行については、鞍手中学校とバス停を共有できるなどのメリットがあり、通学路の整備という点でも、既に剣南小学校と鞍手中学校の通学路として一定の整備がされている。

これからの学校教育は、誰もが今後の社会を見通せない時代に子どもたちがたくましく生き抜くための力を育成するため、家庭や地域社会と連携し、学校だけでは得られない知識・経験・能力を身につける機会を確保する必要がある。

剣南小学校は、鞍手町の医療、福祉、商業などの都市機能が集約された鞍手町立地適正化計画における都市機能誘導区域にあり、加えて幼保連携型認定こども園とも隣接するなど、子どもたちの様々な社会体験の機会を確保しやすい。

また、鞍手中学校と隣接していることは、小中連携の点でメリットがあるだけでなく、保護者にとっても、義務教育機関である各々1校の小学校と中学校が一体的に整備されていることがメリットになり、人口減少に歯止めをかける必要がある鞍手町の魅力の向上にも寄与すると考える。

剣南小学校敷地の懸念点としては、剣南小学校に児童を登校させた上で工事を施工しなければならない点である。工事及び工事車両等に対する安全確保と工事期間中の剣南小学校児童の教育活動を確保する必要がある。

安全確保については、設計段階から施工業者等と十分な打ち合わせを行い、万全の対策を講じる。教育活動の確保に関しては、特に体育の授業に関しては鞍手中学校のグラウンドやプールなどを共用する必要がある。統合後の小中連携も見据え、剣南小学校敷地に最も近い位置に鞍手中学校へ入場できる新たな出入口を整備するなどの工夫が考えられる。

工事期間中の剣南小学校児童へは負担をかけることになるが、総合的に考えると剣南小学校を統合小学校の建設地とすることが最適と考える。

4. 鞍手町立小学校統合基本計画（案）へのパブリック・コメントの実施結果

(1) 意見募集の概要について

募集期間	・令和5年5月17日（水）～令和5年6月6日（火）
周知方法	・町ホームページ ・公共施設（役場庁舎2箇所、中央公民館、総合福祉センター）へのポスター掲示及び同施設での閲覧
提出方法	・指定様式での提出（窓口への持参、郵便、FAX） ・町ホームページから提出（パブリック・コメント専用フォームへの入力）

(2) 実施結果と対応について

パブリック・コメントの実施結果の総括は以下のとおりです。

提出された意見に対する教育委員会の対応として、区分Aの意見に関しては、基本計画（案）に反映すべき内容であり、基本計画（案）における記載内容の修正、文言の追加を行います。区分Cの意見については、今後の設計段階において反映または参考の検討を行うものとします。

項 目	件数	区分			
		A	B	C	D
第1章 基本計画策定のこれまでの経緯					
01. これまでの経緯					
02. 基本計画の策定にあたって					
03. 鞍手町の紹介					
04. 計画策定にあたっての小学校の概要（令和3年度）					
第2章 統合小学校の概要と計画地の選定	17	1	9	3	4
01. 統合小学校の概要					
02. 計画候補地の選定					
03. 各計画候補地の比較と計画地の選定	17	1	9	3	4
第3章 計画地の概要					
01. 計画地の現状分析					
02. 計画地の造成等の方針					
03. 計画地の関係法令					
04. 統合小学校におけるスクールバスの運用計画					
第4章 基本計画	4			4	
01. 統合小学校のめざす方向性・計画コンセプト	2			2	
02. 統合小学校と付帯施設の計画諸要室及び計画規模の検討					
03. 動線計画と配置計画					
04. 平面及び断面の計画方針					
05. 構造計画の方針					
06. 設備計画の方針	1			1	

07. 環境配慮計画の方針	1			1	
08. 防災計画の方針					
09. 工事計画					
10. 廃校跡地活用の推進策					
第5章 事業予算・事業工程	3	1		2	
01. 事業予算	2	1		1	
02. 事業手法の検討					
03. 事業工程	1			1	
04. 基本設計に向けた課題点の整理					
その他	8		1	6	1
I. 基本計画（案）への総体意見	3		1	1	1
II. 基本計画（案）に記載されていないが関係性がある意見	2			2	
III. 基本計画（案）とは直接関係しない意見	3			3	
合 計	32	2	10	15	5

※区分の説明

A…意見を計画等に反映するもの

B…意見が既に反映されているもの

C…意見を今後の参考とするもの

D…意見を反映する見込みのないもの

(3) 提出された意見と教育委員会の考え方について

パブリック・コメントで提出された意見と教育委員会の考え方は、以下のとおりです。

同一の意見者から提出された意見が多岐に渡る場合には、複数の項目に分けて掲載をしますが、その際に意見趣旨以外の文言を省く場合があります。

■第2章 統合小学校の概要と計画地の選定

03. 各計画候補地の比較と計画地の選定

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	剣南小に賛成。 ①将来的に小中一貫校を目指して欲しい。 ②スクールバスの利便性がある。中学校と共用できる。	統合小学校の計画地の選定にあたっては、「鞍手中学校敷地」「剣南小学校敷地」「旧鞍手北中学校敷地」の3計画候補地を、敷地特性、計画面、工事面、コスト面、通学面の5つの指標で比較しました。	B
2	小学校統合は2校にと思っていましたが、すでに剣南小学校か旧鞍手北中学校跡にと教育委員会が出てますので…。私としては旧鞍手北中学校跡に統合を希望します。 理由＝敷地が充分広い。高台で大雨時安全。町のほぼ中央に有り徒歩通学の地域が多いのではないかと。旧校舎がリフォームで再使用できるのではないかと。	結果的に計画地として選定されなかった「鞍手中学校敷地」や「旧鞍手北中学校敷地」にも、「剣南小学校敷地」を含む他の計画候補地よりも優れている点があります。 「鞍手中学校敷地」であれば、中学校と同一敷地となることによる小中の連携面でのメリットやコスト面で優れていますし、「旧鞍手北中学校敷地」であれば、敷地面積が最も広くゆとりある計画が可能となる点や、工事中に児童生徒がいないことから安全に工事ができる点等があります。	D
3	南小に建設を希望します。あゆみこども園、小学校・中学校と子供への環境が近いと送迎なども楽で、学校行事や社会交流も行いやすいと思います。また、病院や交番、役場も近いと色々便利です。交通機関も整っています。すみやすい町、「鞍手」となり、益々の発展を期待しています。	一方で、統合小学校の計画地とした場合に課題となる点もあります。「鞍手中学校敷地」であれば、敷地が狭く校舎が5階建て以上に高層	B

4	<p>南小に建ててほしいです。なぜ北中跡地が候補にあがっているのかわかりません。私は子育ては終わっていますが孫の迎えでウロウロしています。それが今後私のような方があっち行ったりこっちきたりするのかと思うと子育てがどんなに大変かと。今忙しい保護者が多いので少しでも楽にできないか。それに子育てしやすい場所であれば移住される方も増えるはず。少子化それだけで終わらせてはいけません。子育てしやすい所には人が集まるはず。お金も有効に使ってほしいです。通学路も整備されている鞍手中学校の横にある南小に建ててください。小学校だけが遠くなるのは不便だしかわいそう！役場が北中跡地でよかったのでは！</p>	<p>化する点がありますし、「旧鞍手北中学校」であれば、坑道対策が必要になることや、これまで小学校の通学路として想定されていなかった道路の歩道整備等が必要な点等があります。</p> <p>鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会（以下「検討委員会」とします。）で、3計画候補地を計画地に相応しいと思う方から順に◎○△で各委員（15人）に評価していただいた結果の集計をみると、◎の数は「鞍手中学校敷地」が4人、「剣南小学校敷地」と「旧鞍手北中学校敷地」はいずれも5人と拮抗した結果でしたが、△の数は「鞍手中学校敷地」と「旧鞍手北中学校敷地」は2人と顕著な差が生じました。（※下記を参照）</p>	B																
5	<p>南小に建設を希望します。このクラブチームは小学1年生～6年生までの子が通っています。それは保護者の送迎があつてのことです。今子供が少なくチームを守るのも大変です。でも地域に鞍手町には必要だと思っています。大人中心ではなく子供子育てのことを考えて小学校建ててほしいです。子育てされてる方は中学生、小学生をかかえてる方は多くクラブ活動も同じです。その送迎もそうですが学校に出向くとき遠く離れていると不便だろうと思います。少子化の今、若い方を呼びこむには子育てしやすい鞍手町にすることだと思えます。そうなればクラブチームももり上がり人口も増えていくのではと思います。私達もただ好きで指導してるわけではありません。子供たちのことを思えばこそです。町を盛り上げるため何が必要か！だと思います。小学校だけが遠く離れるのはおかしいです。そのために不要なお金を使う必要はないと思います。</p>	<p>※ 検討委員会計画候補地評価結果集計表</p> <table border="1" data-bbox="850 763 1345 891"> <thead> <tr> <th>計画候補地</th> <th>◎</th> <th>○</th> <th>△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鞍手中学校</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>剣南小学校</td> <td>5人</td> <td>7人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>旧鞍手北中学校</td> <td>5人</td> <td>3人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 検討委員 15名による投票（1票は無効票）</p> <p>この結果は、統合小学校の計画地として、何を重要視するかは、検討委員会の委員においても意見が分かれましたが、懸念点が少ないという観点では、「剣南小学校敷地」が最も評価が高いという結果だと考えています。</p> <p>町長は、統合小学校の計画地として、敷地が広いという点を最も重要視されており、「旧鞍手北中学校敷地」が最適と考えておられました。このことは、検討委員会委員の集計結果で、◎の評価が分かれたことを踏まえると、驚くことではありません。</p> <p>こうした検討委員会の評価結果や鞍手町長の意見も踏まえ、教育委員会で慎重に協議しました。</p> <p>教育委員会では、小中連携等の教育面・スクールバスや通学路の整備状況を含めた通学面、コンパクトシティを目指す鞍手町としてのまちづくりの観点等を考えると、「剣南小学校敷地」が最も多くメリットがあり、最も懸念点が少ないと考えられるとして、教育委員の全員一致で、「剣南小学校敷地」を統合小学校の計画地として選定しました。</p> <p>統合小学校は、鞍手町の全ての児童が通うことになる鞍手町で唯一の小学校になります。計画地に関しては、様々な意見があることを認識した上で、一人でも多くの方が納得できる小学校となるよう整備を進めていきます。</p>	計画候補地	◎	○	△	鞍手中学校	4人	4人	6人	剣南小学校	5人	7人	2人	旧鞍手北中学校	5人	3人	6人	B
計画候補地	◎	○	△																
鞍手中学校	4人	4人	6人																
剣南小学校	5人	7人	2人																
旧鞍手北中学校	5人	3人	6人																
6	<p>中学校が1つで小学校も1つになるのなら、福智町のように義務教育学校にすればいいと思う。場所は今の鞍手中学校。そうすれば、子供たちは小学校6年間はこっち、中学校に上がったあつちと場所が変わるよりいいと思う。保護者も楽になる。</p>		D																
7	<p>剣南小学校が良いと思います。先ざき、小中一貫にしてもらいたいと思う。教育委員会が決定された事を、なんで町長は受け入れられないのか不信感さえ感じます。他の市町村から笑われているのが判らないのでしょうか？庁舎の莫大な町のお金を使う事は許し、これからもっと町民が減っていき、高齢者ばかりの町になる現実を頭に置いて欲しい。</p>		B																
8	<p>3年も小学校の統合について話し合った委員会で剣南小学校が良いという結果が出たと聞きました。決定機関でないにしろ、そういう場を設けて話し合っていたので尊重すべきだと思います。北中跡地にすると予算が大幅に増えるのではないのでしょうか。そういう予算は他にあってほしいです。現在でも、修繕するところはいくらかもあるようです。3年間話し合っ、今更、町民の意見を募るのは違うんでは</p>	<p>統合小学校の校舎について、財政負担の軽減を図るためにも、既存の校舎を使用出来ないかのご意見があります。</p> <p>剣南小学校の現在の校舎は、昭和41年～昭和53年に建築されたもので、建築から45年ほど経過し、度々生じる不具合を修繕等しながら</p>	C																

	ないでしょうか？そんな事しても何も決まらないと思います。教育現場が分かった方々で話し合い決定するべきだと思います。	ら対応していますが、老朽化が顕著な状況となっています。 また、時代は令和となり学校施設を取り巻く状況も、昭和・平成の時代と様変わりしています。	
9	<p>児童数の減少により町内の6学校の全てが小規模との事で我々企業人の見方では、1学校何人の学生で1学校が成り立つか等の私立学校経営者のご意見が適格だと思います。現在6学校で1千以下か500人以下かなど全く判りませんが全ての学校が小規模ならば、経費の無駄使いと考えます、早く1学校にすべきと思います。また現在の小学校や中学跡地の利用出来ないかを考えましたら、これも無駄が多くてこの先経費が掛からない様にと考えてみました。</p> <p>新築先一現在の中学校の2つある運動場に建築で小中一体化が可能。メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動場が2つも不要で必要な時は町グラウンド有り。 ・運動場や体育館にプール等共有可能。プールが共有可能（水道、電気の節約）又は外部スミソグスクールに水泳時のみ委託で先生の時間軽減、水道、電気の節約が可能でバス送迎に専門コーチが居る。費用は掛かるが、教育と企業との共存共栄になる。 ・通学バスが共有できる。 ・古い給食センターも小中敷地に新築出来れば、車移送無しで衛生面でも良い。 ・先生や生徒との情報交換や既に小中一貫校は世の中動いていますからメリットは皆さんの方が理解されてると思います。 	<p>児童1人に1台のタブレット端末が配備され、教科書、ノート等の教材・教具を常時活用するための教室用機の天板の規格は、従前の60cm×40cmから、65cm×45cmと広がっています。また、タブレット端末の充電保管庫、デジタル教科書を使用するためのデジタル黒板の導入などにより、教室のスペースはさらに削られています。</p> <p>現在の剣南小学校の教室の面積は、昭和24年の建築基準法により示された鉄筋コンクリート造校舎の標準設計に基づき整備されており、7m×9mの63㎡となっています。</p> <p>1学級の児童数は、現在、40人から35人へと段階的に少人数化されており、児童数の点から考えると、以前よりも教室の面積に余裕が生じる方向へ向かっていますが、文部科学省が示す学校施設に関する検討結果を踏まえると、統合小学校の普通教室の面積は、最低でも70㎡以上は必要になると考えています。</p> <p>また、教室についてだけでなく、学校施設全体としても、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという従来の固定観念から脱し、廊下も階段も校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になるという未来思考の視点が必要とされています。</p>	D
10	<p>委員会で剣南小にて小学校の統合を行うと決定して意見がまとまったのでダラダラやらずに特急で進めてください。（庁舎移転計画時でも決断が遅く高騰してしまった）鞍手北中跡地に作りたいと言っている輩がいる様だが委員会での決定事項なので粛々と進めてください。</p>	<p>現校舎が老朽化している現状と、これからの新しい学校教育に対応できる統合小学校とするためにも、校舎、体育館等は新設する必要があると考えています。</p>	C
11	<p>鞍手町の台所事情を考慮すると少しでも安く小学校の統合を行うべきだと思う。剣南小学校の耐震工事も完了しているのでこのまま（大きな改造もやらなくて）使えると思う。</p>		B
12	<p>私が40年くらい前に剣南小に通っていた時は18クラス（3クラス×6学年）だったので今の校舎では少し不足していて4年生のみが旧校舎を使っていた。現在の小学生の人数から考えると各学年3クラスで対応できる。よって剣南小学校に統合を行う方が安価でやれる。旧校舎が問題となるならば木造で3クラス入る建物を作れば良いと思う。（北中跡地でやるならば建物が使えないので新築となってしまう。通学路の整備も必要になる。町の財源を考えると剣南小が良い。</p>		C
13	<p>「候補1」に賛成する。 1. 今後一層、一人ひとりを尊重する社会が進めば、行政に対する住民ニーズも多様・複雑化する。</p>		D

	<p>2. そのため、個々の行政サービスには一層の効率化が求められる。</p> <p>3. 都市でさえ、まちの構造をコンパクトに作り変えることを目指している（誘導に失敗した例もある（極めて困難な筈の誘導をしようとしたこと自体が失敗））状況で、鞍手町も、交通拠点（鞍手駅、鞍手インターチェンジ）、サービス拠点（役場、鞍手病院）が集積しつつある方向性を徹底して貫かなければならない。</p> <p>4. 敷地が狭隘である点は無視で出来ないと思うが、解決策も思い浮かぶのではないか。</p>	
14	<p>町立小学校の場所について 鞍手中学校内又は剣南小学校内 理由</p> <p>1. 小中が一体となることが教育上良い 2. 小、中の先生が交流することが生徒に良い 3. 送迎（スクールバス）について都合が良い 4. レベルを県内一にする為に同一場所が良い 5. 教育のセンターとして同一の場所が望ましい</p>	B
15	<p>子供一人（高校生）の母です。 ・候補地について P16 候補1：鞍手中学校敷地 右側の小学校用敷地部分だけでグラウンドまで整備できるのであれば、候補1が理想だと思います。 但し、図のように中学校グラウンドの一部を小学校用として利用しなければいけないのであれば、候補2：剣南小学校敷地が良いと思います。あの中学校グラウンドは、サッカーと陸上で現在使用されており、サッカーに関しましては、大会などでも使用されています。 広いグラウンドと駐車場が完備されているため、大会等で使用されやすい環境だと思います。大会等試合で使用できる場合、周辺のゼブンイレブンやお店にも人の流れができます。 お昼ご飯や飲み物などの購入などだけでも、鞍手町でお金を使って頂ける状況ができますので相乗効果につながっていると思います。 ただ、部活動の練習として使うだけのグラウンドになってしまうのは、勿体ないと感じます。広い視野をもって検討して頂きたいです。 なので図のままの敷地利用の場合、候補2：剣南小学校敷地が理想だと思います。子育て世代にとって、子どもの送迎負担は大きく縮めています。学校だけでなく、習い事も時間をかけている家庭も多くあります。子どもが二人三人という場合の負担を軽減することを考えてあげて、隣接した場所が理想だと思います。あそこには、保育園も隣接しています。学童もあります。歩いていける範囲に中学校まで揃います。行事が重なっても、移動しやすい環境だと思います。運動会などの行事ごとにも使用しやすい駐車場もありますし、P9 にあります「都市機能誘導」と考えても候補2：剣南小学校敷地が良いと思います。実際に通わせる親御さんの事、通う子供の事を考えて検討して頂きたいと思います。また、目の前のことだけでなく、視野を広げて検討して頂きたいと</p>	B

	<p>思います。「鞍手町に住みたい！鞍手町で子育てしたい！」と思ってもらえるような環境になることを望みます。どうぞ、よろしくお願い致します。</p>		
16	<p>鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会の話し合いの結果は、令和3年8月31日の第1号から、令和5年3月29日の第14・15号まで「鞍手町立小学校のあり方検討だより」に丁寧に掲載されています。その結果、「剣南小学校が統合校建設地に最適」と結論づけられています。この結論は、とても重いものと思います。なぜなら、この検討委員会のメンバーが6小学校から集まった当事者だからです。この当事者が集まって、2年余りを費やして真剣に出した結論は重く受け取られるべきです。その切実な思いが「鞍手町立小学校のあり方検討だより」第14・15号に室木小学校の保護者の意見として掲載されています。この意見は、おそらく他の5校の保護者も同じだと思われます。この当事者の意見に真摯に耳を傾け、早急に作業を始めていただきたいと</p>		
17	<p>まず、結論になりますが、一日も早い統合小学校の建設、開校を望みます。総合基本計画(案)にある剣南小学校への建設を望みます。元鞍手北中学校への建設は大反対です。岡崎町長の考える「夢のある学校」がどんなものかは分かりませんが、2年間という歳月の中で15回のあり方検討委員会で議論をつくして、総合教育会議でも議論を尽くして、教員委員会で「統合基本計画(案)」を作成したのに「教育委員会が勝手に決めたことだから」と町長が反対する理由が分かりませんし、町長にそんな権限があるとも思えません。</p> <p>鞍手町議会 令和5年第2回定例会 本会議(一般質問)で、田中二三輝議員と外園教育長とのやり取りで、統合小学校の開校は「最速で令和9年と考えていました。」という外園教育長との答弁がありました。岡崎町長の不同意のために令和9年4月に開校予定だった統合小学校の開校が遅れる事に我慢が出来ません。岡崎町長と栗田美和議員とのやりとりの中でも「現在の教育長は、私が議会で推薦をいたしまして議会の同意を得て、私が任命した教育長でもありますので、私のまだ説明不足の部分があるとは思いますが最終的には私と同じ方向を向いて進んでくれるものと思っております。」と答弁がありました。教育行政において町長は教育委員会並びに教育長にその権限を付託しているはずなのにこんな言葉が出る理由が分かりません。教育長並びに教育委員会と同じ方向を向くのは岡崎町長の方です。</p>	<p>令和4年12月から令和5年1月にかけて、総合教育会議を3度開催していただき、統合小学校の計画地について、町長と意見調整を図りました。</p> <p>町長は、子どもたちが喜んで行きたくなるような夢のある学校が造りたいとの強い思いがあり、それにはかなりのスペースが必要になるために、敷地面積の面で最もゆとりのある「旧鞍手北中学校敷地」が最適との意見でした。</p> <p>確かに敷地面積は「旧鞍手北中学校敷地」が最も広く、校舎等の設計の自由度は高いですが、その他の面を総合的に考えると「剣南小学校敷地」の方がメリットが大きい、ということを繰り返し町長に説明しましたが、町長もご自分の信念を持って、鞍手町のこと、子どもたちのことを考えれば「旧鞍手北中学校敷地」が最適との考えて、意見調整が出来ませんでした。</p> <p>そこで、法律に規定された教育委員会の責任と権限において、計画地を剣南小学校と決定して町長へ報告しました。</p> <p>町長は、「旧鞍手北中学校敷地」が最適との考えに今も変わりはないと思います。しかし、教育委員会に責任と権限があることなので、教育委員会の決定に町民が納得するのであれば、それで構わないと考えておられます。</p> <p>ご意見を受け、「(2)計画地の選定」の文章に、【町長は一貫して「旧鞍手北中学校」が計画地として最適との意見であったが、教育委員会の責任と権限において、計画地を「剣南小学校敷地」と決定した】という経過がわかる文章を追記します。</p>	A

■第4章 基本計画

01. 統合小学校のめざす方向性・計画コンセプト

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	<p>今はハード面ばかりにフォーカスが当たっているように見えますが、ソフト面も重視して欲しいです。学校に行けない児童や生徒が増えている現在、そのような子どもが少しでも増えないような施策をもとめます。たとえ立派な校舎が出来たととしても、それが「夢のある学校（校舎）」でも学校に通えない子どもは通えないんです。また、子ども達の学力を上げるべく小中一貫校化を早く進めて欲しいです。直轄地区の中で東筑高校に通えるのは鞍手町に住民票がある子ども達だけです。教員に対して少々お金も掛かっても良いです。何処かの学習塾の有名講師を招へいしてでも良いです。子ども達の学力向上を目指して下さい。子ども達が将来になりたい夢に対する選択肢を増やす事に尽力して欲しいです。所得の格差が学力の格差という言葉もあります。ある程度は仕方の無いことかもしれません。しかし、地域の差が学力の差とならないように外園教育長並びに鞍手町教育委員会には尽力して欲しいです。</p>	<p>令和3年度から附属機関として検討委員会を設置し、教育委員会としても統合が必要との判断に至りましたが、その過程でも検討委員会から、統合により集団が大きくなることから、大きな集団になじみにくい子どもへの配慮が必要との意見をいただいていた。</p> <p>統合小学校に関して言えば、統合前交流事業を実施して、統合前から児童の交流を図り、統合小学校へスムーズに適應できるよう進めていき、特別支援教室を余裕を持って配置することと併せて、普通教室へも個の特性への配慮を取入れる計画をしています。</p> <p>また、どうしても学校へ通うことが難しい状況の児童、生徒への対応として、令和5年度より、鞍手町中央公民館の1室を使用して、月曜日から金曜日まで、不登校傾向にある児童やその保護者が通い、学習や相談することが出来る鞍手町教育支援センターを開設しています。</p> <p>学力向上に関しては、小学校への英語や理科の専科教員の配置、複数担任制や徹底反復学習の導入・効果検証等の取組を進めています。</p>	C
2	<p>統合後の小学校が一挙に大規模校に、様変わりします。児童の生活や学びについて以下の点が気になります。</p> <p>① スクールバスでの登校手段に関すること。 ・スクールバスに乗り遅れた際の登校手段の確保（不登校状態を生まないためにも） ・下校後、放課後の遊びの成立と安全面の確保 子ども達の遊びのエリアの拡大が想定されます。安全対策が必要かと思えます。また、遊びの仲間に入れられない子ども等が出現しないかと懸念いたします。</p> <p>② 学校行事の円滑な運営と新小学校の学校文化の醸成 ・運動会・文化的行事等の大規模化に対する内容の充実を期待します。 ・現6小学校の学校文化を引き継ぐとともに、新小学校の、時代のニーズに応じたリアルな学校文化の醸成を期待します。併せて、PTA活動の無理のない活性化を期待します。</p> <p>③ 少人数かの環境から大規模集団への移行に関して ・事前の交流だけでなく、集団になじみにくい子どもへのアプローチ等、個別の配慮の必要性を感じます。</p> <p>④ 特別支援教育の充実 ・新学校の特別支援学級を5学級から8学級と想定していることによる特別支援教育の充実が期待できることですが、通常の学級に在籍する配慮が必要な児童へのアプローチを懸念しています。少人数学級では、配慮・対応できていたことが、大規模化により埋もれてしまわないかと懸念します。</p>	<p>先に統合した鞍手中学校で、すでにスクールバスを運行していますが、対象が中学1年生と小学1年生では、異なる対応が必要になると考えています。</p> <p>計画地が「剣南小学校敷地」となったことで、小中のスクールバスがほぼ同じルートを運行することが想定されます。先進自治体の取組も参考にしながら、様々な状況に対応できる体制の構築を進めます。</p> <p>現在の町内6小学校には、知識や技能の習得を目指す多種多様な取組や本物の体験学習を実現可能にする地域資源が豊富にあります。</p> <p>統合小学校では、これらの取組や地域資源を承継しつつ、旧小学校区を超えた取組や統合により児童数が増加することを活かした行事等を統合小学校へ設置する予定の学校運営協議会とも連携しながら、統合小学校としての取組、行事等の構築を目指します。</p>	C

06. 設備計画の方針

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	建設予定地の理解は出来ましたが具体的な建物の構想が分からない。またデジタル化が日進月歩で進む現在どのような設備機器を備えた小学校を作るのか知りたい。	校舎や体育館等の具体的な構造や配置などは、基本計画の次の段階である、基本設計において検討します。 なお、ICT 関連機器については、GIGA スクール構想における高速大容量の通信ネットワークと児童1人1台の端末、端末を保管する充電保管庫に加えて、電子黒板を整備します。その他の機器については、基本設計において小学校と協議していきます。	C

07. 環境配慮計画の方針

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	木造校舎に賛成。子供たちの教室環境のため、是非木造を希望する。	教育委員会としても、木材の持つ柔らかで温かみのある感触等が、子どもたちのストレスを緩和させる効果等があるものと考えています。 木造校舎に関しては、耐火性能の確保やコストの面での検討が必要になりますが、木質化については積極的に取り入れる計画です。	C

■第5章 事業予算・事業工程

01. 事業予算

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	予算などを含め今後の具体的なスケジュールはどうなっているのか。町長と検討委員会との意見不一致など耳にするが、また病院の移転新設の時と同じ状況になっているように思えるが。私は現在役場を建設中ですが小学校統合の方が先ではなかったのかと思っている。もう少しスピード感とコスト意識をもって行政を進めてほしい。計画の進行が遅れることにより影響を受ける子供達のことを第一に考えて、早期の実現を希望する。(子供達に夢や希望を育む学校はどんな学校なのか、児童生徒の意見を聞いてみてはどうですか)	基本計画段階での建設費に関わる事業予算は、59 億円を見込んでおり、統合小学校の開校は、令和 10 年 4 月の予定です。 しかし、実際に統合小学校の開校に係る事業費は、建設費の他にも、設計費や施工監理費、備品購入費等がございます。 ご指摘を受け、基本計画段階で想定できる全ての事業費と、その財源及び鞍手町の実質負担額を基本計画書に記載することとします。 また、今後も少しでも鞍手町の実質的な負担額が軽減されるよう、国等の新たな財源の調査・研究を進めていきます。	A
2	今後の鞍手町が心配です。新築には費用が掛かります、国等からの援助金頂きましたも、返金しますお金有ります、役場の新築費用の増大、くらて病院の新築残金に赤字補填今後益々人口減少に伴いに高齢化社会40%の60歳以上では借金の返却は可能ですか？公費の節約も併せてご検討願います。例えば町議の人数削減など。	統合小学校の建設費、設計費の一部、施工監理費などには、国や県の補助金等のほか、地方債の中でも特に有利な財源とされる過疎対策事業債の活用を見込んでいます。 この過疎対策事業債は、元利償還金の7割が地方交付税に算入されることから、町の実質的な負担は元利償還金の3割となります。 統合小学校に係る過疎対策事業債は、25年間の償還を予定しているため、単年度の負担が大幅に増えることはありません。また、新庁舎等建設に係る元利償還金など新たに増加するものもありますが、過去に借入れた地方債の償還が終了するものもありますので、町全体の実質的な負担額は、大幅に増えることはないと思込んでいます。なお、くらて病院の新病院建設に係る地方債の償還については、くらて病院が負担しているため、町の負担はありません。	C

03. 事業工程

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	開校が令和10年4月と決まっているのであれば、開校までの年次スケジュールも提案していただくと関係者の方々は見通しが立つのではないかと思います。	開校までの年次スケジュール等の詳細については、次の段階である基本設計において、お示しすることになります。	C

■その他

I. 基本計画（案）への総体意見

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	小学校は統合になるのですか？何故いつも役員だの上の人が勝手に決めて町民に知らせるのですか？役場の移転の件もそうです！町民は納得してるのですか？何故もっと町民の意見を聞こうとしないのですか？なんでも税金でまかなうわけでしょ？もう少し町民の意見を聞いて決めてもいいじゃないですか？鞍手町をよくしたいならもっと議論するべきだと思う！	<p>統廃合を含め、小学校をどうしていくかという問題は、町民の皆様、とりわけ子育て世代の保護者の方にとっては、身近で、重要な課題であると考えています。可能であれば、興味、関心のある全ての町民の皆様とこの問題をどうすべきなのか、鞍手町の小学校の現状、学校規模の大小が子どもたちに与える影響など、どうしていくべきか判断するための様々な情報を共有し、議論していくことが理想的かもしれませんが、しかし現実的には、多くの町民の方々とこうしたプロセスを踏むことは困難です。だからといって、どうすべきか、その結論だけを町民の方から聴くことも、また、適切な方法ではないと考えました。</p> <p>そこで、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校に子どもを通わせておられる保護者の方を中心に、各小学校のPTA等へお願いして、代表の方を推薦いただき、検討委員会を組織する方法で、町民の皆様の声を聴くようにしました。</p>	C
2	何故今頃になってパブコメを町民に求めるのでしょうか。あり方検討委員会では、パブコメは、1月下旬～2月上旬に実施するように計画されていた。実施しなかったのは、その必要がなくなったからと捉えます。何故なら、このように実施するのが4ヶ月も遅れた理由も見当たりません。過去の「鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会」の中でも「鞍手町立小学校のあり方検討便り」でも、いまの時期に実施するとならなかった。それをあえて今になって実施するのは、岡崎町長が統合計画（案）に同意していないからパブコメを実施するのですか。	<p>パブリック・コメントは、基本計画（案）を策定した段階で実施する予定で、令和4年度当初の時点では、ご指摘の通り、令和5年1月下旬～2月上旬に実施する計画でした。</p> <p>実施時期が遅れた理由は、町長と計画地に関して意見調整が出来ず、基本計画（案）の策定が遅れたためです。</p> <p>令和5年3月末の時点で、町長より「剣南小学校敷地」を計画地とした統合基本計画を策定することについて同意する旨が伝えられた為、基本計画（案）を策定し、現時点でのパブリック・コメントの実施に至りました。</p> <p>パブリック・コメントは、町長、教育委員会、選挙管理委員会等が、政策の企画立案過程において広く住民に意見を求め、住民の町政への積極的な参画を推進することを目的に行うもので、その対象の一つとして「個別行政分野における政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定」が規定されています。</p> <p>鞍手町立小学校統合基本計画（案）は、この対象要件に該当するため、パブリック・コメントを実施しました。</p>	D

3	<p>鞍手町立小学校統合基本計画(案)読ませていただきました。基本計画策定までの経緯・計画地の選定・計画地の概要等が丁寧にまとめられており、国が定める適正な規模の教育環境提供のため、小学校の統合が必要であることが理解できました。統合の規模、新小学校の建設場所、運動場、校舎等の施設設備・給食センター・放課後児童クラブ等の要件についても丁寧に検証した結果の計画案であると感じました。</p>	<p>統合が必要か、6小学校を維持するべきか、本当に最初の1歩から検討委員会の意見をうかがいながら、時間をかけて進めてきました。統合基本計画(案)では、統合小学校の開校を令和10年4月としています。統合基本計画が策定出来たら、開校時期が計画よりも遅れないことを大前提としつつも、今後も丁寧な検証・協議を継続し、統合小学校の開校に向けての取組を進めていきます。</p>	B
---	--	---	---

II. 基本計画(案)に記載されていないが関係性がある意見

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	<p>3月議会の一般質問議事録を拝見すると、町長は「総合計画の後期基本計画の教育部門についての考え方が非常に薄い」と発言している。首長として恥責、発言について考え方が薄いのは現岡崎町長の方だと思う。手順を踏んで小学校の統合を進めようとしているので委員会で決まった事を尊重して進めてください。</p>	<p>令和4年12月から令和5年1月にかけて、総合教育会議を3度開催していただき、統合小学校の計画地について、町長と意見調整を図りました。</p> <p>町長は、子どもたちが喜んで行きたくなくなるような夢のある学校が造りたいとの強い思いがあり、それにはかなりのスペースが必要になるために、敷地面積の面で最もゆとりのある「旧鞍手北中学校敷地」が最適との意見でした。</p>	C
2	<p>町長の判断について</p> <p>①町長の「子どもたちが喜んで行きたくなくなるような夢のある学校が造りたい」という考えは、とても素晴らしいと思います。おそらく、この考えに反対される方はいないのではないのでしょうか？だだ「子どもたちが喜んで行きたくなくなるような夢のある学校が造りたい」という考えは、先延ばしにする考えではなく今現在、全ての町民、特に学校関係者が今日から具体的に創り上げていくものです。今から行きたくなくなる学校・夢のある学校を創る努力をしていなければ、新しい学校になったとしても、夢のある学校など出来ません。</p> <p>昔、「新しい勉強部屋を造ってくれたら勉強が甘ばれる」と言っていた子がいたそうです。その結果、新しい勉強部屋を造ってもらったそうです。しかし、その子は以前と変わらず、全く勉強はしなかったそうです。人は、敷地面積で学ぶではありません。学ぼうとする意欲・やる気が大切です。その「やる気」を育てるのが学校です。統合をする・しないという大人の論理も大切ですが、最も大切なのは『何のため、誰のために学校があるのか』ということです。この事を今の学校関係者(児童・生徒も含む)が本気で考えないと統合しても町長の「子どもたちが喜んで行きたくなくなるような夢のある学校」にはならないと思います。統合すれば人数は増えますが、夢は膨らむとは限りません。「ローマは一日にして成らず」と言います。人数に関係なく一人一人が「行きたくなくなる学校・夢を語れる学校」を今から意識的に目指していくべきだと思います。そうしなければ、せっかく統合しても20年後には、統合小学校は廃校になるかも知れません。</p> <p>②町長へのお願い</p>	<p>確かに敷地面積は「旧鞍手北中学校敷地」が最も広く、校舎等の設計の自由度は高いですが、その他の面を総合的に考えると「剣南小学校敷地」の方がメリットが大きい、ということを繰り返し町長に説明しましたが、町長もご自分の信念を持って、鞍手町のこと、子どもたちのことを考えれば「旧鞍手北中学校敷地」が最適との考えで、意見調整が出来ませんでした。</p> <p>そこで、法律に規定された教育委員会の責任と権限において、計画地を剣南小学校と決定して町長へ報告しました。</p> <p>町長は、「旧鞍手北中学校敷地」が最適との考えに今も変わりはないと思います。しかし、教育委員会に責任と権限があることなので、教育委員会の決定に町民が納得するのであれば、それで構わないと考えておられます。</p> <p>小学校統合が遅れることで、不利益を被るのは、子どもたちとその保護者の方です。そして複式学級を編成せざるを得ないなど、学校運営上の課題に対応しなければならなくなる教職員にも困難が生じます。</p> <p>教育委員会としては、統合小学校が、「子どもたちが喜んで行きたくなくなるような夢のある学校」になるよう、町長との協議も続けながら統合小学校の開校に向けての取組を着実に進めていきたいと考えています。</p>	C

	<p>町長の仕事は「決断すること」だと思います。しかし、決断と独断は違います。「責任のある決断」をするためには、データが必要です。そのデータが今回は「検討委員会の結論」だと思います。どうか、この貴重な結論に耳を傾けていただけたらと願っております。町長の任期は4年です。任期の「任」は、責任の「任」。住民は選挙を通して町長に『4年間任せた、未来をつくってくれ』と願っています。どうか住民（とりわけ今回は検討委員会の結論）の声に早急に答えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>		
--	--	--	--

Ⅲ. 基本計画（案）とは直接関係しない意見

No	提出された意見	教育委員会の考え方	区分
1	<p>岡崎町長が箱物建設に関わるとろくな事はありません。何故なら、くらて病院は別の場所に建設したいと言ったが、結局元の計画通りの場所に建設、遅れただけの結果。役場の新庁舎も別の場所が良いと言って結局元の計画の場所、遅れただけならまだしも、設計変更して補正予算9億円以上を積み増して建設。今回の町内6小学校の統廃合問題も町長に別の案（元鞍手北中学校）があるからと頓挫。</p>	<p>小学校の適正配置に関する検討は、現町長の強い思いがあり、就任以後に始まった事業です。このことは教育環境の整備に繋がり、感謝しています。</p> <p>町長は、「旧鞍手北中学校敷地」が最適との考えに今も変わりはないと思います。しかし、教育委員会に責任と権限があることなので、教育委員会の決定に町民が納得するのであれば、それで構わないと考えておられます。</p>	C
2	<p>鞍手町の一般会計が106億!!周辺市町村と比較すると規模が大きすぎる。</p>	<p>鞍手町では、新庁舎の建設工事が本格的に始まることから、その予算を令和5年度当初予算に計上しました。そのため、令和5年度の一般会計の当初予算総額は106億円となり、前年度と比較して16.2%増加しました。しかしながら、このような投資的経費は必要な年度にしか計上しませんので、予算総額が一時的に増加したものです。</p>	C
3	<p>例えば、小学校統合について、今回のようなスキームで検討出来ているのは、鞍手町が独立した自治体であるからであり、近隣の他の自治体と合併していたら、と思うとゾッとする。仮に、鞍手町単独でのサービス維持（≒財政運営）が困難な状況になったとしても、合併だけが選択肢ではない。</p>	<p>小学校統合の取組の中で、検討委員会や、本パブリック・コメントを含め、多くの人から「鞍手町に住みたい。」「鞍手町で子育てしたい。」と思える環境にして欲しいとの意見を多くいただきます。</p> <p>鞍手町が独立した自治体であり続けるためにも、統合される小学校を含む、教育環境が魅力あるものになることが重要です。このことを再認識して今後の取組を進めていきます。</p>	C

5. その他

(1) 鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会設置要綱

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化の影響によりさらなる児童数の減少が見込まれる中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、鞍手町の実情に応じた最適な教育環境のあり方を検討するため、鞍手町立小学校6校の存続、統合及び廃校についての調査・研究を行うことを目的として、鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査・研究を行い、鞍手町教育委員会へ提言する。

- (1) 小学校の適正配置に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各小・中学校のPTA代表者
- (2) 各保育所、認定こども園及び幼稚園の保護者会代表者
- (3) 小学校代表校長及び中学校校長
- (4) 行政区長等の代表者
- (5) 民生委員・児童委員協議会の代表者
- (6) 鞍手町放課後児童健全育成事業従事者の代表者
- (7) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、第2条に規定する事務が完了した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、会長が議長となり議事を進行する。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議の関係課長等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 検討委員会は、鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）第13条第1項第1号の規定に基づき、非公開とする。

6 検討委員会は、会議開催の都度、会議概要等を速やかに公表するものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育課において処理する。

(検討委員会に対する協力)

第8条 関係各課局長は、検討委員会が資料の提出その他必要な協力を求めた場合、積極的に協力するものとする。

(委任)

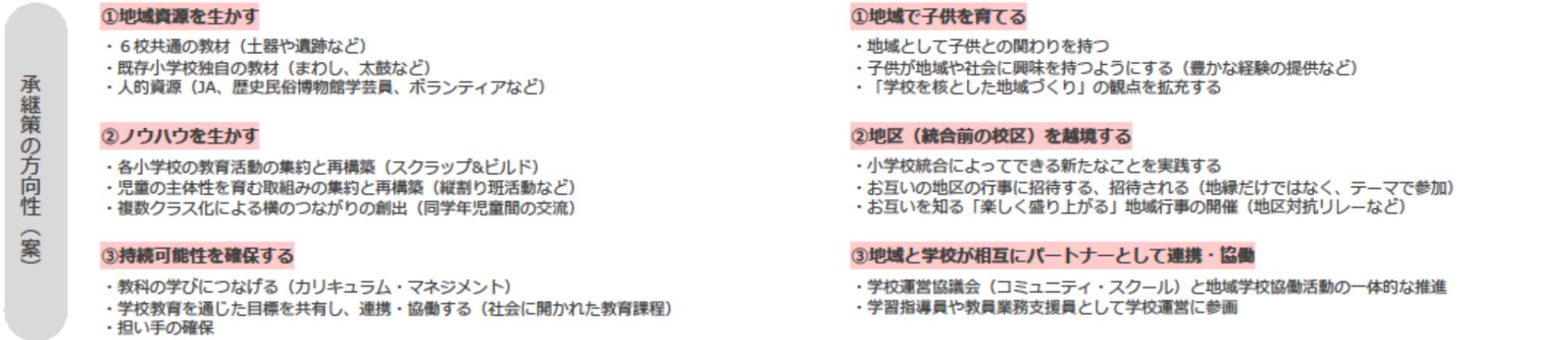
第9条 この要綱の定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 統合前の小学校の歴史や伝統の承継

統合前の小学校の歴史や伝統の承継



鞍手町立小学校統合基本計画

令和5年6月発行

編集・発行 鞍手町教育委員会

〒807-1311

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2105 番地

TEL 0949-42-7202 FAX 0949-42-0149

町公式 HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 LINE @kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらて。



【ふっくらくらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。